

旧	新
<p>(3頁)</p> <p>1. 指定給水装置工事事業者制度の概要</p> <p>指定給水装置工事事業者制度は、需要者の給水装置の構造及び材質が、施行令に定める基準に適合することを確保するため、水道事業者が、その給水区域において給水装置工事を適正に施行することができる者と認められる者を指定する制度である。</p> <p>指定給水装置工事事業者（以下「指定工事事業者」という。）が行う給水装置工事の技術力を確保するための核となる主任技術者について、国家試験により全国一律の資格を付与することとし、指定工事事業者について、水道事業者による指定の基準を法で全国一律に定めている。</p> <p>(1) 指定の基準【法第25条の3】</p> <p>① 事業所ごとに、給水装置工事主任技術者として選任されることとなる者を置く者であること。</p> <p>② 厚生労働省令で定める機械器具を有する者であること。</p> <p>③ 次のいずれにも該当しない者であること。</p> <p>ア. 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの</p> <p>イ. 法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者</p> <p>ウ. 法第25条の11第1項の規定により指定を取り消され、その取り消しの日から2年を経過しない者</p> <p>エ. その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者</p> <p>オ. 法人であって、その役員のうちアからエまでのいずれかに該当する者があるもの</p> <p>～次項省略～</p>	<p>(3頁)</p> <p>1. 指定給水装置工事事業者制度の概要</p> <p>指定給水装置工事事業者制度は、需要者の給水装置の構造及び材質が、施行令に定める基準に適合することを確保するため、水道事業者が、その給水区域において給水装置工事を適正に施行することができる者と認められる者を指定する制度である。</p> <p>指定給水装置工事事業者（以下「指定工事事業者」という。）が行う給水装置工事の技術力を確保するための核となる主任技術者について、国家試験により全国一律の資格を付与することとし、指定工事事業者について、水道事業者による指定の基準を法で全国一律に定めている。</p> <p>(1) 指定の基準【法第25条の3】</p> <p>① 事業所ごとに、給水装置工事主任技術者として選任されることとなる者を置く者であること。</p> <p>② 国土交通省令で定める機械器具を有する者であること。</p> <p>③ 次のいずれにも該当しない者であること。</p> <p>ア. 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの</p> <p>イ. 法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者</p> <p>ウ. 法第25条の11第1項の規定により指定を取り消され、その取り消しの日から2年を経過しない者</p> <p>エ. その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者</p> <p>オ. 法人であって、その役員のうちアからエまでのいずれかに該当する者があるもの</p> <p>～次項省略～</p>

(8頁)

4. 性能基準適合品の確認方法

給水装置用材料が使用可能か否かについては、基準省令に適合しているか否かであり、これを消費者、給水装置工事事業者、水道事業者等が判断することとなった。この判断のための資料として、また、新たな制度の円滑な実施のために、基準適合情報の普及が重要となった。

そこで、こうした製品ごとの性能基準への適合性に関する情報を全国的に利用できるシステムとして、厚生労働省では、給水装置データベースを構築し、消費者、給水装置工事事業者、水道事業者等が利用できるようにしている。

給水装置データベースの機能等は、

- (1) 性能基準適合品についての製品名、製造業者名、適用される基準及び基準適合性並びに基準適合性の証明方法に関する情報を集積
- (2) 製品類型別、製造業者別等に、検索を行える機能を具備
- (3) インターネットを介して、データベースに接続可能
- (4) データベースに記載されている情報は、製造業者等の自主情報に基づくものであり、その内容については情報提供者が一切の責任を負うこととなっている。

厚生労働省の給水装置データベースのほかに、第三者認証機関のホームページにおいても情報提供サービスが行われている。したがって、個々の給水管及び給水用具がどの項目について基準を満足しているのかについての情報は、これらを活用することによって入手することができる。

厚生労働省並びに第三者認証機関のインターネットによる情報の入手先を以下に示す。

表 1-1 給水装置データベース

名 称	ホームページアドレス
厚生労働省給水装置データベース	https://www.mhlw.go.jp/kyusuidb/index.action

表 1-2 第三者認証業務を行っている機関とホームページアドレス

名 称	ホームページアドレス
(公社)日本水道協会(JWWA)	http://www.jwwa.or.jp/
(一財)日本燃焼機器検査協会(JHIA)	http://www.jhia.or.jp/
(一財)日本ガス機器検査協会(JIA)	http://www.jia-page.or.jp/
(一財)電気安全環境研究所(JET)	http://www.jet.or.jp/

～次項省略～

(12頁)

(2) 実施条件

次に掲げる給水条件を満たすものは、直圧方式による給水とする。

- ① 給水する建物の階層が地上2階以下であること。

配水管の最小動水圧が0.147MPaを設計水圧とし、給水栓又は器具(末端)が使用できる規模であること。

ただし、配水管年間最小動水圧の該当する地域により下表を設計水圧とすることができる。

～次項省略～

(8頁)

4. 性能基準適合品の確認方法

給水装置用材料が使用可能か否かについては、基準省令に適合しているか否かであり、これを消費者、給水装置工事事業者、水道事業者等が判断することとなった。この判断のための資料として、また、新たな制度の円滑な実施のために、基準適合情報の普及が重要となった。

そこで、こうした製品ごとの性能基準への適合性に関する情報を全国的に利用できるシステムとして、国土交通省では、給水装置データベースを構築し、消費者、給水装置工事事業者、水道事業者等が利用できるようにしている。

給水装置データベースの機能等は、

- (1) 性能基準適合品についての製品名、製造業者名、適用される基準及び基準適合性並びに基準適合性の証明方法に関する情報を集積
- (2) 製品類型別、製造業者別等に、検索を行える機能を具備
- (3) インターネットを介して、データベースに接続可能
- (4) データベースに記載されている情報は、製造業者等の自主情報に基づくものであり、その内容については情報提供者が一切の責任を負うこととなっている。

国土交通省の給水装置データベースのほかに、第三者認証機関のホームページにおいても情報提供サービスが行われている。したがって、個々の給水管及び給水用具がどの項目について基準を満足しているのかについての情報は、これらを活用することによって入手することができる。

国土交通省並びに第三者認証機関のインターネットによる情報の入手先を以下に示す。

表 1-1 給水装置データベース

名 称	ホームページアドレス
国土交通省給水装置データベース	最新のものを確認すること。

表 1-2 第三者認証業務を行っている機関とホームページアドレス

名 称	ホームページアドレス
(公社)日本水道協会(JWWA)	http://www.jwwa.or.jp/
(一財)日本燃焼機器検査協会(JHIA)	http://www.jhia.or.jp/
(一財)日本ガス機器検査協会(JIA)	http://www.jia-page.or.jp/
(一財)電気安全環境研究所(JET)	http://www.jet.or.jp/

～次項省略～

(12頁)

(2) 実施条件

次に掲げる給水条件を満たすものは、直圧方式による給水とする。

- 給水する建物の階層が地上2階以下であること。

配水管の最小動水圧が0.147MPaを設計水圧とし、給水栓又は器具(末端)が使用できる規模であること。

ただし、配水管年間最小動水圧の該当する地域により下表を設計水圧とすることができる。

～次項省略～

(28頁)

～前項省略～

・設計条件

A点での必要水頭 7.0m C点にある
 戸数 4戸
 A点での立ち上がり高 1.0m D点にある
 戸数 4戸
 配水管から2Fフロアまで 6.0m E点にある
 戸数 4戸
 A点での使用水量 0.37 $\frac{\text{リットル}}{\text{秒}}$
 全使用水量 2.55 $\frac{\text{リットル}}{\text{秒}}$
 総戸数 12戸

区間	口径 (mm)	器具 単位	流量 ($\frac{\text{リットル}}{\text{秒}}$)	動水勾配 (%)	直管換算長 (m)	損失水頭 (m)	流速 (m/sec)
A～B	φ20	7	0.37	92.78	13.75	1.28	1.17
B～C	φ20	7	0.37	92.78	17.60	1.63	1.17
C～D	φ50	28	1.17	10.13	6.80	0.07	0.59
D～E	φ50	56	1.93	24.40	7.40	0.18	0.98
E～F	φ50	84	2.55	39.76	12.79	0.51	1.30
F～G	φ50	84	2.55	39.76	9.20	0.37	1.30
計						4.03	

※流速は 2.0m/sec 以下であること。

必要水頭 : $h = 6\text{m} + 7\text{m} + 1\text{m} + 4.03\text{m} = 18.03\text{m}$
 よって、0.196Mpa 以上の区域で給水可能

～次項省略～

(38頁)

～前項省略～

表 2-1 4 φ30 mm～φ100 mm

区 分		越流面から吐水口の最下端までの垂直距離 A	
	壁からの離れ B	単位 : mm 以上	
近接壁の影響がない場合		1.7d+5mm 以上	
近接壁の影響がある場合	近接壁1面の場合	3D以下	3.0d 以上
		3Dを超え5D以下	2.0d+5mm 以上
		5Dを超えるもの	1.7d+5mm 以上
	近接壁2面の場合	4D以下	3.5d 以上
		4Dを超え6D以下	3.0d 以上
		6Dを超え7D以下	2.0d+5mm 以上
7Dを超えるもの	1.7d+5mm 以上		

※ 備考

- D : 吐水口の内径 (単位 mm)
d : 有効開口の内径 (単位 mm)
- 吐水口の断面が長方形の場合は長辺をDとする。
- 越流面より少しでも高い壁がある場合は近接壁とみなす。
- 浴槽に給水する給水装置(吐水口一体型給水用具を除く。)において、算定された越流面から吐水口の最下端までの垂直距離が50mm未満の場合にあっては、当該距離は50mm以上とする。
- プール等の水面が特に波立ちやすい水槽並びに事業活動に伴い洗剤又は薬品を入れる水槽及び容器に給水する給水装置(吐水口一体型給水用具を除く。)において、算定された越流面から吐水口の最下端までの垂直距離は200mm未満の場合にあっては、当該距離は200mm以上とする。
- 地下式消火水槽等に給水する場合は、落とし込み(バルブにより手動で給水)とすること。ただし、吐水口空間を確保することにより、ボールタップ等で給水することができる構造であると管理者が認める場合はこの限りでない。

～次項省略～

(28頁)

～前項省略～

・設計条件

A点での必要水頭 7.0m C点にある
 戸数 4戸
 A点での立ち上がり高 1.0m D点にある
 戸数 4戸
 配水管から2Fフロアまで 6.0m E点にある
 戸数 4戸
 A点での使用水量 0.37 $\frac{\text{リットル}}{\text{秒}}$
 全使用水量 2.55 $\frac{\text{リットル}}{\text{秒}}$
 総戸数 12戸

区間	口径 (mm)	器具 単位	流量 ($\frac{\text{リットル}}{\text{秒}}$)	動水勾配 (%)	直管換算長 (m)	損失水頭 (m)	流速 (m/sec)
A～B	φ20	7	0.37	92.78	13.75	1.28	1.18
B～C	φ20	7	0.37	92.78	17.60	1.63	1.18
C～D	φ50	28	1.17	10.13	6.80	0.07	0.60
D～E	φ50	56	1.93	24.40	7.40	0.18	0.98
E～F	φ50	84	2.55	39.76	12.79	0.51	1.30
F～G	φ50	84	2.55	39.76	9.20	0.37	1.30
計						4.04	

※流速は 2.0m/sec 以下であること。

必要水頭 : $h = 6\text{m} + 7\text{m} + 1\text{m} + 4.04\text{m} = 18.04\text{m}$
 よって、0.196Mpa 以上の区域で給水可能

～次項省略～

(38頁)

～前項省略～

表 2-1 4 φ30 mm～φ100 mm

区 分		越流面から吐水口の最下端までの垂直距離 A	
	壁からの離れ B	単位 : mm 以上	
近接壁の影響がない場合		1.7d'+5mm 以上	
近接壁の影響がある場合	近接壁1面の場合	3d以下	3.0d' 以上
		3dを超え5d以下	2.0d'+5mm 以上
		5dを超えるもの	1.7d'+5mm 以上
	近接壁2面の場合	4d以下	3.5d' 以上
		4dを超え6d以下	3.0d' 以上
		6dを超え7d以下	2.0d'+5mm 以上
7dを超えるもの	1.7d'+5mm 以上		

※ 備考

- d : 吐水口の内径 (単位 mm)
d' : 有効開口の内径 (単位 mm)
- 吐水口の断面が長方形の場合は長辺をdとする。
- 越流面より少しでも高い壁がある場合は近接壁とみなす。
- 浴槽に給水する給水装置(吐水口一体型給水用具を除く。)において、算定された越流面から吐水口の最下端までの垂直距離が50mm未満の場合にあっては、当該距離は50mm以上とする。
- プール等の水面が特に波立ちやすい水槽並びに事業活動に伴い洗剤又は薬品を入れる水槽及び容器に給水する給水装置(吐水口一体型給水用具を除く。)において、算定された越流面から吐水口の最下端までの垂直距離は200mm未満の場合にあっては、当該距離は200mm以上とする。
- 地下式消火水槽等に給水する場合は、落とし込み(バルブにより手動で給水)とすること。ただし、吐水口空間を確保することにより、ボールタップ等で給水することができる構造であると管理者が認める場合はこの限りでない。

～次項省略～

(41頁)		(41頁)	
ソフトシール仕切弁		ソフトシール仕切弁	
ソフトシール仕切弁(受挿)	NS形 GX形(ショート形)	ソフトシール仕切弁(受挿)	NS形 GX形(ショート形)
ソフトシール仕切弁ショート形(両受)	NS形 GX形	ソフトシール仕切弁ショート形(両受)	NS形 GX形
PE挿し口付ソフトシール仕切弁(両挿)		PE挿し口付ソフトシール仕切弁(両挿)	
継ぎ輪	K形 NS形 GX形	継ぎ輪	K形 NS形 GX形
E F ソケット		E F ソケット	
特殊押輪		特殊押輪	
ライナ	NS形 GX形	ライナ	NS形 GX形
曲管	K形 90° 45° 22 1/2° NS形 90° 45° 22 1/2° GX形 90° 45° 22 1/2°	曲管	K形 90° 45° 22 1/2° NS形 90° 45° 22 1/2° GX形 90° 45° 22 1/2°
E F ベンド	90°*45°, 22° 1/2°, 11° 1/4°については、管の角度を変更すること。	E F ベンド	90°*45°, 22° 1/2°, 11° 1/4°については、管の角度を変更すること。
フランジ付T字管	K形 NS形 GX形	フランジ付T字管	K形 NS形 GX形
PE挿し口付鋳鉄製フランジ付T字管		PE挿し口付鋳鉄製フランジ付T字管	
短管1号	K形 NS形 GX形	短管1号	K形 NS形 GX形
E F フランジ		E F フランジ	
短管2号	K形 NS形、GX形	短管2号	K形 NS形、GX形
PE挿し口付フランジ短管		PE挿し口付フランジ短管	
消火栓		消火栓	
排水栓		排水栓	
空気弁		空気弁	
～次項省略～		～次項省略～	

～前項省略～

②配水用ポリエチレン管の場合

工種	種別	試験(測定)種目	管理基準		備考								
			試験(測定)の基準	品質規格									
配管	試験	水圧試験	施工区間毎 (監督員が視認する範囲を除く)	① 最後の融着継手接合終了後、下表記載の時間が経過するまで放置する。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <th>呼び径 (mm)</th> <th>放置時間 (分)</th> </tr> <tr> <td>φ 50～75</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>φ 100</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>φ 150</td> <td>45</td> </tr> </table> ② ①放置後、0.75MPa まで加圧し、5 分間放置した後に 0.75MPa まで再加圧する。 ③ ②後 0.50MPa 以下まで減圧し、1 時間放置する。 ④ ③後 0.40MPa 以上を確認する。	呼び径 (mm)	放置時間 (分)	φ 50～75	20	φ 100	30	φ 150	45	試験結果を報告 ソフトシール弁または栓・帽で締め切られた場合 ダクタイル鋳鉄管が混在する区間においても適用する
呼び径 (mm)	放置時間 (分)												
φ 50～75	20												
φ 100	30												
φ 150	45												

～次項省略～

耐圧試験管理表(配水用ポリエチレン管)

(No.)

令和 年 月 日

指定給水装置工事事業者名

給水装置工事主任技術者名

承認番号

-

工事場所

堺市 区

水圧試験は、監督員の立ち会いのもとに試験区間を区切って、下記のとおり行うこと。
 (1)最後の融着継手接合終了後、品質管理基準表による時間が経過するまで放置する。
 (2)水圧測定位置は、試験区間の両端のうち標高の低い側とする。
 (3)0.75MPaまで加圧し、5分間放置した後に0.75MPaまで再加圧する。
 (4)(3)の後0.50MPa以下まで減圧し、1時間放置した後に0.40MPa以上を確認する。自記録水圧測定器によりチャート紙に記録すること。また、自記録水圧測定器が0.00MPaを示すことを確認し、終了すること。
 (5)試験合格後、耐圧試験管理表をすみやかに上下水道局に提出すること。

試験日

年 月 日

測定時刻

時 分 ～ 時 分

口径

φ

概算延長

m

試験水圧

Mpa

試験時間

分間

水圧試験記録紙

別紙のとおり

判定

合格・不合格

施工管理担当者名

堺市確認者名

判定基準

試験水圧0.50Mpaから1時間放置後の水圧が0.40Mpa以上あること、または24時間放置後の水圧が0.30Mpa以上あること。

～次項省略～

～前項省略～

②配水用ポリエチレン管の場合

工種	種別	試験(測定)種目	管理基準		備考								
			試験(測定)の基準	品質規格									
配管	試験	水圧試験	施工区間毎 (監督員が視認する範囲を除く)	① 最後の融着継手接合終了後、下表記載の時間が経過するまで放置する。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <th>呼び径 (mm)</th> <th>放置時間 (分)</th> </tr> <tr> <td>φ 50～75</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>φ 100</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>φ 150</td> <td>45</td> </tr> </table> ② ①放置後、0.75MPa まで加圧し、5 分間放置した後に 0.75MPa まで再加圧する。 ③ ②後 0.50MPa 以下まで減圧し、1 時間放置する。 ④ ③後 0.40MPa 以上を確認する。 ※水圧試験は、自記録水圧計により水圧試験の開始から終了までを記録すること。	呼び径 (mm)	放置時間 (分)	φ 50～75	20	φ 100	30	φ 150	45	試験結果を報告 ソフトシール弁または栓・帽で締め切られた場合 ダクタイル鋳鉄管が混在する区間においても適用する
呼び径 (mm)	放置時間 (分)												
φ 50～75	20												
φ 100	30												
φ 150	45												

～次項省略～

耐圧試験管理表(配水用ポリエチレン管)

(No.)

令和 年 月 日

指定給水装置工事事業者名

給水装置工事主任技術者名

承認番号

-

工事場所

堺市 区

水圧試験は、監督員の立ち会いのもとに試験区間を区切って、下記のとおり行うこと。
 (1)最後の融着継手接合終了後、品質管理基準表による時間が経過するまで放置する。
 (2)水圧測定位置は、試験区間の両端のうち標高の低い側とする。
 (3)0.75Mpaまで加圧し、5分間放置した後に0.75Mpaで再加圧する。
 (4)(3)の後0.50Mpa以下まで減圧し、1時間放置した後に0.40Mpa以上を確認する。自記録水圧測定器により水圧試験の開始から終了までを記録すること。また、自記録水圧測定器が0.00Mpaを示すことを確認し、終了すること。
 (5)試験合格後、耐圧試験管理表をすみやかに上下水道局に提出すること。

試験日

年 月 日

測定時刻

時 分 ～ 時 分

口径

φ

概算延長

m

試験水圧

Mpa

試験時間

分間

水圧試験記録紙

別紙のとおり

判定

合格・不合格

施工管理担当者名

堺市確認者名

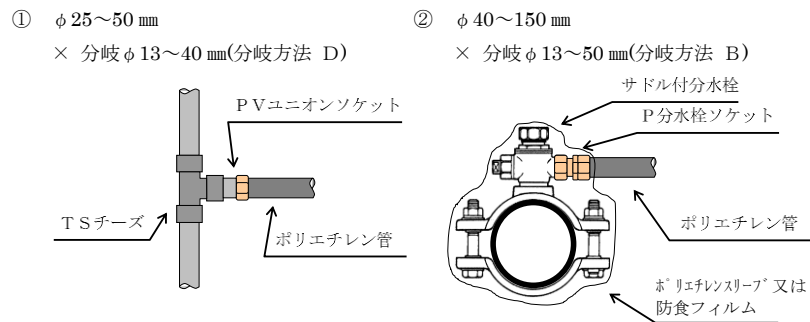
判定基準

試験水圧0.50Mpaから1時間放置後の水圧が0.40Mpa以上あること、または24時間放置後の水圧が0.30Mpa以上あること。

～次項省略～

(66頁)

(2) 硬質塩化ビニル管からの分岐



※φ40×分岐 25～30、φ50×分岐φ30～40については、分岐方法Dのみ

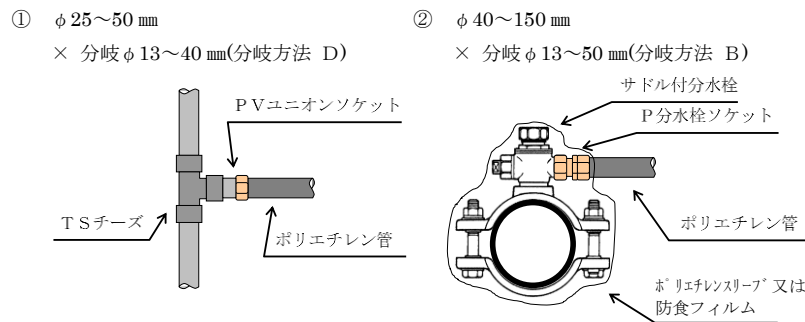
図4-5

図4-6

～次項省略～

(66頁)

(2) 硬質塩化ビニル管からの分岐



※φ40×分岐φ25～30、φ50×分岐φ30～40については、分岐方法Dのみ

図4-5

図4-6

～次項省略～

(71頁)

～前項省略～

⑨配水管ポリエチレン管については、管及び継手材料は直管・バンドとも片受を基本とする。ただし、切管を余剰に発生させないようプレーンエンドやEFソケットも使用できる。継手形式は融着を原則とするが、湧水時など遮水が困難な場合に限りメカニカル継手を使用できる（雨天の理由等での使用は認めない）。融着時に使用するEFコントローラは、融着継手を記録可能な型とし、融着継手記録表（トレーサビリティ）を作成できるものとする。端部へ融着接合によるキャップを設ける際は、端部にEF受口が備わっている場合はスコビット型のキャップを設置し、そうでない場合は、EF受け口付きキャップを設置すること。また、配管は片受を基本としているが、弁類については両挿しを基本とする。フランジ短管を使用する場合は、GF形を使用すること。

～次項省略～

(71頁)

～前項省略～

⑨配水管ポリエチレン管については、管及び継手材料は直管・バンドとも片受を基本とする。ただし、切管を余剰に発生させないようプレーンエンドやEFソケットも使用できる。継手形式は融着を原則とするが、湧水時など遮水が困難な場合に限りメカニカル継手を使用できる（雨天の理由等での使用は認めない）。融着時に使用するEFコントローラは、融着継手を記録可能な型とし、融着継手記録表（トレーサビリティ）を作成できるものとする。端部へ融着接合によるキャップを設ける際は、端部にEF受口が備わっている場合はスピゴット型のキャップを設置し、そうでない場合は、EF受け口付きキャップを設置すること。また、配管は片受を基本としているが、弁類については両挿しを基本とする。フランジ短管を使用する場合は、GF形を使用すること。

～次項省略～

(72頁)

③ メーター口径φ50mm（避難所や病院）

※図4-19は直結直圧方式の標準図であり、直結増圧方式や貯水槽方式については単式逆止弁の設置は不要となる。

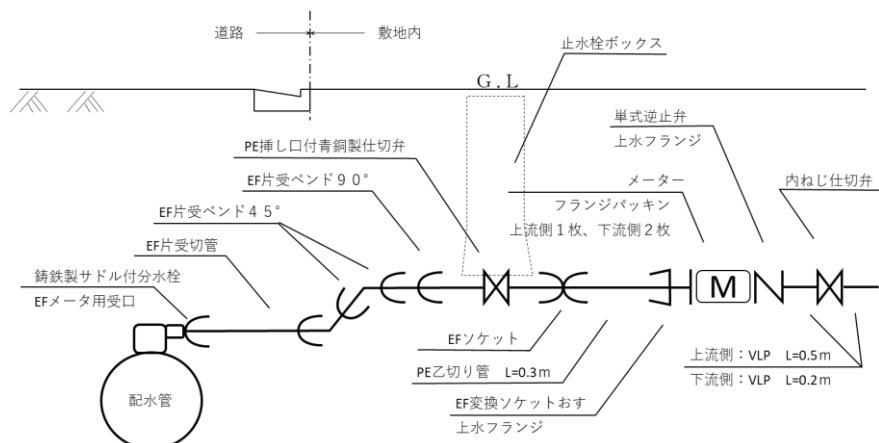


図4-19

～次項省略～

(72頁)

③ メーター口径φ50mm（避難所や病院）

※図4-19は直結直圧方式の標準図であり、直結増圧方式や貯水槽方式については単式逆止弁の設置は不要となる。

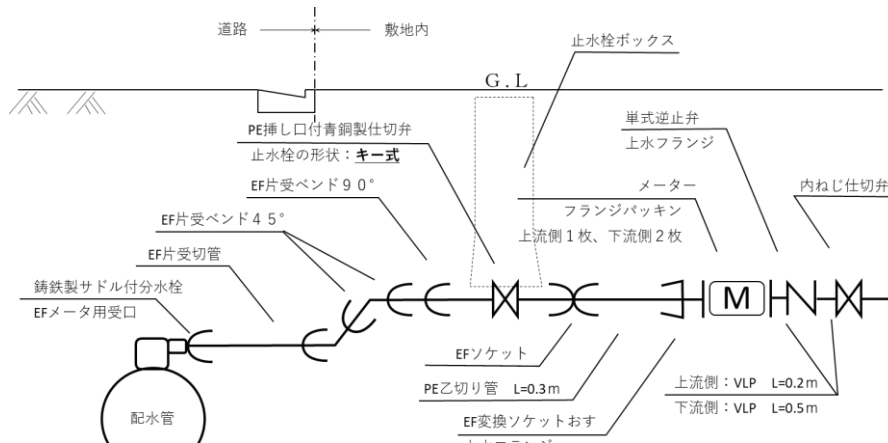


図4-19

～次項省略～

(73頁)

(3) 給水主管(口径φ50mm以下)の標準配管方法

①-1 道路に設置する場合(ポリエチレン2層管(PP))

※埋設深度(H)は、第4章4給水管の埋設深さ表4-6を参照

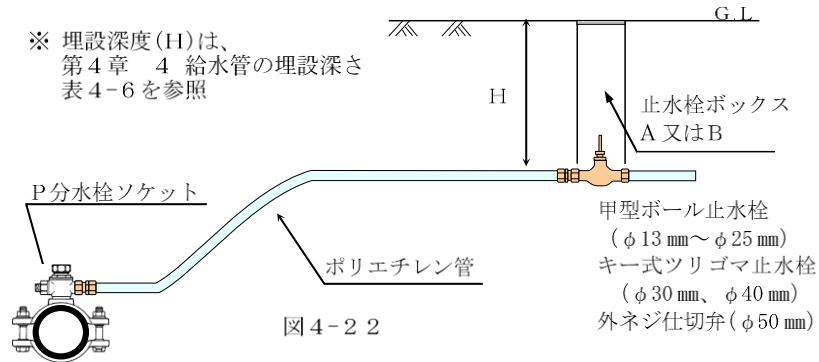


図4-22

①-2 道路に設置する場合(配水用ポリエチレン管(HPPE))

※埋設深度(H)は、第4章4給水管の埋設深さ表4-6を参照

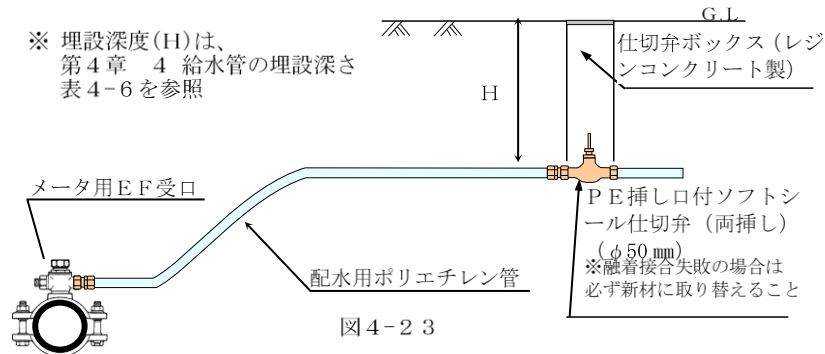


図4-23

~次項省略~

(73頁)

(3) 給水主管(口径φ50mm以下)の標準配管方法

①-1 道路に設置する場合(ポリエチレン2層管(PP))

※埋設深度(H)は、第4章4給水管の埋設深さ表4-10を参照

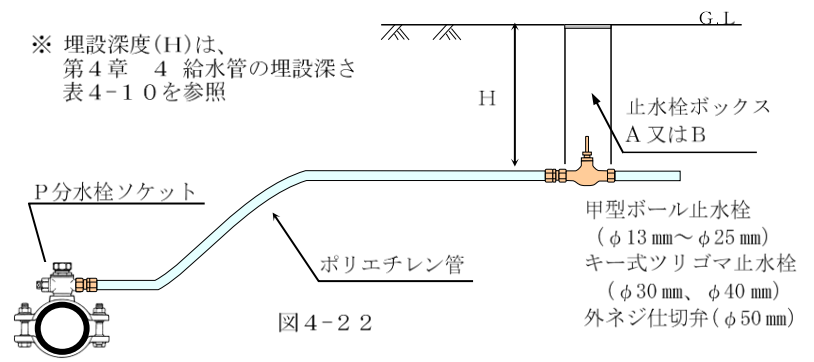


図4-22

①-2 道路に設置する場合(配水用ポリエチレン管(HPPE))

※埋設深度(H)は、第4章4給水管の埋設深さ表4-10を参照

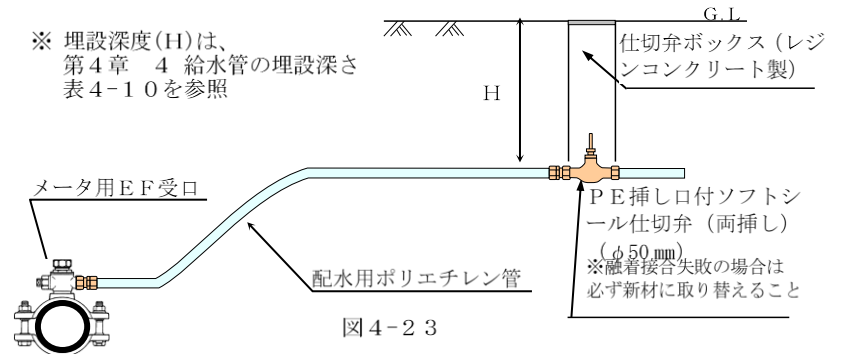


図4-23

~次項省略~

(78頁)

3 給水管及び給水用具の指定

給水管及び給水用具は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため、配水管への取付口からメーターまでの間で、指定された範囲の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定する。ただし、道路管理者の掘削許可又は占用に係る特記条件がある場合は、その指示に従うこと。(図4-33)

- (1) 配水管への取付口からメーターまでの間で、指定された範囲の給水装置の使用材料は、表4-8のとおりとする。
- (2) 宅地内及び建物内の配管は性能基準適合品を使用すること。ただし、メーターまわりについては、局が指定するものを使用する。
- (3) 道路部分と宅地内で使用する給水管は、表4-9のとおりとする。
- (4) 上下水道局へ譲渡しようとする給水管(以下「譲渡管」という)は表4-10のとおりとし、その他の条件については、管理者の指示に従うこと。
- (5) 配水用ポリエチレン管の適用区域はφ75mm~φ150mmについては国道26号の中央(ただし大浜北町交差点以北東)かつ府道堺狭山線の中央(ただし同交差点から石津北交差点まで)かつ府道堺阪南線の中央(ただし同交差点以南西)より南東側の地域とする。φ50mmについては全区域とする。(図4-34)

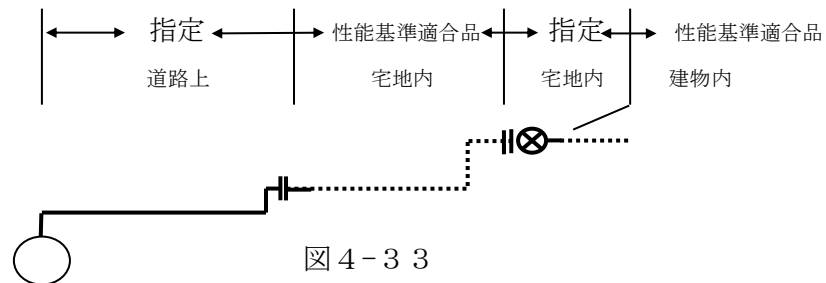


図4-33

~次項省略~

(78頁)

3 給水管及び給水用具の指定

給水管及び給水用具は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため、配水管への取付口からメーターまでの間で、指定された範囲の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定する。ただし、道路管理者の掘削許可又は占用に係る特記条件がある場合は、その指示に従うこと。(図4-33)

- (1) 配水管への取付口からメーターまでの間で、指定された範囲の給水装置の使用材料は、請負人調達材料承認条件一覧表に定めるものとする。
- (2) 宅地内及び建物内の配管は性能基準適合品を使用すること。ただし、メーターまわりについては、局が指定するものを使用する。
- (3) 道路部分と宅地内で使用する給水管は、表4-8のとおりとする。
- (4) 上下水道局へ譲渡しようとする給水管(以下「譲渡管」という)は表4-9のとおりとし、その他の条件については、管理者の指示に従うこと。
- (5) 配水用ポリエチレン管の適用区域はφ75mm~φ150mmについては国道26号の中央(ただし大浜北町交差点以北東)かつ府道堺狭山線の中央(ただし同交差点から石津北交差点まで)かつ府道堺阪南線の中央(ただし同交差点以南西)より南東側の地域とする。φ50mmについては全区域とする。(図4-34)

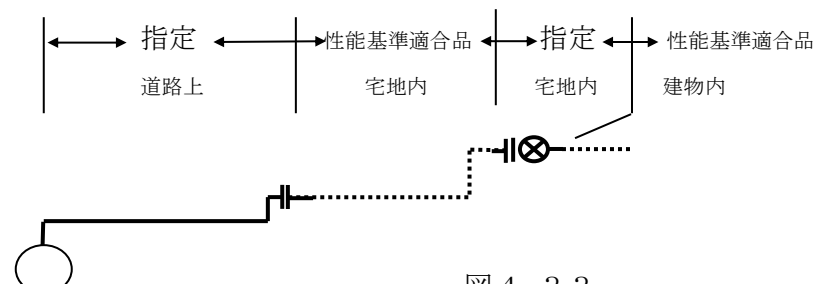


図4-33

~次項省略~

(80頁)

表4-8

分類	品名	適用規格及び使用条件
管類	水道用ダクタイル鋳鉄管	JIS G 5526 又は JWWA G 113 規格 (JWWA 合格証印) (内面エポキシ樹脂粉体塗装は JIS G 5528 又は JWWA G 112 規格) JWWA G 120 規格(GX φ 75~φ 250) JDDPA G 1049 規格(GX φ 300.400) 全口径 1 種管使用
	配水用ポリエチレン管	JWWA K144 規格 (JWWA 合格証印) 又は PTC K03 規格
	水道用ポリエチレン二層管	JIS K 6762 規格(1 種軟質二層管) (JWWA 合格証印) 使用条件: φ 50mm以下
	硬質塩化ビニルライニング鋼管	JWWA K 116 規格
	水道用ダクタイル鋳鉄異形管	JIS G 5527 又は JWWA G 114 規格 (JWWA 合格証印) (内面エポキシ樹脂粉体塗装は JIS G 5528 又は JWWA G 112 規格) JWWA G 121 規格(GX φ 75~φ 250) JDDPA G 1049 規格(GX φ 300.400)
	配水用ポリエチレン管継手	JWWA K145 規格 (JWWA 合格証印) 又は PTC K13 規格
	水道用ポリエチレン金属継手	JWWA B 116 規格(B形) 使用条件: φ 50mm以下
弁栓類	甲形止水栓	JWWA B 108 規格 使用条件: φ 13mm~φ 40mm
	ボール止水栓	JWWA B 108 規格又は管理者承認 (JWWA 合格証印) 使用条件: φ 13mm~φ 25mm
		JWWA B 108 規格 (管理者承認) 使用条件: φ 30mm、φ 40mm (丸ハンドル) ※蝶型不可
	水道用サドル付分水栓	JWWA B 117 規格 (A形ボール) (JWWA 合格証印) 被分岐管 φ 75mm以上 (75×50 は管理者承認)
		JWWA B 136 規格 被分岐管 φ 40.50mm
		PTC B20 規格 配水用ポリエチレン管 φ 50mm~φ 150mm用
	青銅仕切弁(外ねじ)	管理者承認 (JWWA 合格証印) 使用条件: φ 50mm
	配水用ポリエチレン挿し口付青銅仕切弁	PTC B23 規格
	水道用ダクタイル鋳鉄仕切弁	JWWA B 122 規格 (右回り開き) 内面 水道用エポキシ樹脂粉体塗装 (JWWA G112) 外面 水道用ダクタイル鋳鉄管合成樹脂塗装 (JWWA K139)
	水道用ソフトシール仕切弁	JWWA B 120 規格 (JWWA 合格証印) (右回り開き) 使用条件: φ 75mm以上
	水道用耐震ソフトシール仕切弁	JDDPA G1049 GX 両受け形 φ 75mm~φ 400mm (右回り開き) 内面 水道用エポキシ樹脂粉体塗装 (JWWA G112) 外面 亜鉛合金溶射+水道用ダクタイル鋳鉄管合成樹脂塗装 (JWWA K139) 又は水道用エポキシ樹脂粉体塗装 (JWWA G112) 規格
	配水用ポリエチレン管ソフトシール仕切弁	PTC B22 規格 (右回り開き) 内面 水道用エポキシ樹脂粉体塗装 (JWWA G 112) 外面 亜鉛合金溶射+水道用ダクタイル鋳鉄管合成樹脂塗装 (JWWA K 139) 又は水道用エポキシ樹脂粉体塗装 (JWWA G 112)
	ボール式単口消火栓	JWWA B 135 規格 (JWWA 合格証印) (左回り開き) 内外面 水道用エポキシ樹脂粉体塗装(JWWA G 112)

～次項省略～

(頁無し)

表4-8 削除

～次項省略～

(81頁)

表4-9

口径別	道路横断又は道路縦断	敷地内
φ 40mm以下	ポリエチレン管	ポリエチレン管又はビニル管
φ 50mm	ポリエチレン管 又は 配水用ポリエチレン管	ポリエチレン管 又は ビニル管 又は 配水用ポリエチレン管
	ダクタイル鋳鉄管 GX 形 又は 配水用ポリエチレン管	ダクタイル鋳鉄管 GX 形 又は 配水用ポリエチレン管

表4-10

譲渡管の口径	管種
φ 50mm	配水用ポリエチレン管
φ 75mm~150mm	配水用ポリエチレン管 又は ダクタイル鋳鉄管 GX 形
φ 200mm以上	ダクタイル鋳鉄管 GX 形

～次項省略～

(82頁)

4 給水管の埋設深さ

給水管の埋設深さは、道路部分にあつては道路管理者の指示に従うものとし、宅地部分にあつては0.3m以上を標準とする。また、車両等による衝撃、道路改修工事等による影響を防止するために表4-6のとおり確保すること。

表4-11

(80頁)

表4-8

口径別	道路横断又は道路縦断	敷地内
φ 40mm以下	ポリエチレン管	ポリエチレン管又はビニル管
φ 50mm	ポリエチレン管 又は 配水用ポリエチレン管	ポリエチレン管 又は ビニル管 又は 配水用ポリエチレン管
	ダクタイル鋳鉄管 GX 形 又は 配水用ポリエチレン管	ダクタイル鋳鉄管 GX 形 又は 配水用ポリエチレン管

表4-9

譲渡管の口径	管種
φ 50mm	配水用ポリエチレン管
φ 75mm~150mm	配水用ポリエチレン管 又は ダクタイル鋳鉄管 GX 形
φ 200mm以上	ダクタイル鋳鉄管 GX 形

～次項省略～

(81頁)

4 給水管の埋設深さ

給水管の埋設深さは、道路部分にあつては道路管理者の指示に従うものとし、宅地部分にあつては0.3m以上を標準とする。また、車両等による衝撃、道路改修工事等による影響を防止するために表4-10のとおり確保すること。

表4-10

種別	給水管の口径	埋設深さ					備考
国道	全口径	道路の舗装の厚さに0.3mを加えた値(当該値が0.6mに満たない場合には、0.6m)を超えることとする。					給水主管においては、サドル付分水栓の高さを考慮すること。 やむを得ず、左記の値以下となる場合には当該管路を設ける者に防護措置等を講じさせること。
府道	全口径	道路の舗装の厚さに0.3mを加えた値(当該値が0.8mに満たない場合には、0.8m)を超えることとする。					
市道	φ50mm以下	路盤	アスファルト1号	アスファルト2号	アスファルト3号	アスファルト4号	
		鉋さい路盤	0.8m以上	0.7m以上	0.6m以上	0.6m以上	
	配水用ポリエチレン管φ50mm	鉋さい路盤	0.9m以上	0.8m以上	0.7m以上	0.7m以上	
		砕石路盤	0.9m以上	0.7m以上	0.7m以上	0.6m以上	
	φ75mm以上	鉋さい路盤	0.9m以上	0.8m以上	0.8m以上	0.7m以上	
		砕石路盤	1.0m以上	0.8m以上	0.8m以上	0.7m以上	
私道	φ50mm以下	道路の舗装の厚さに0.3mを加えた値(当該値が0.6mに満たない場合には、0.6m)を超えることとする。					
	φ75mm以上	給水主管にあつては0.8m以上、給水単管及び給水枝管にあつては私道のφ50mm以下と同様とする。					
宅地	φ50mm以下	0.3m以上とする。					
	φ75mm以上	0.6m以上とする。					

～次項省略～

(84頁)

7 管類の撤去

給水装置を分岐部から撤去する場合は、それぞれの分岐形態に応じ、表4-12のとおり施工すること。また、各種ボックス類及び撤去掘削範囲内の既設給水管の撤去も併せて行うこと。

既設管閉塞に伴い、上流側継手部に離脱防止措置が必要となる場合があるため、既設管の状態を確認し適切な対応を行うこと。

表4-12

分岐形態	撤去用使用材料	撤去方法
分水栓(分岐方法A)	分水栓本体の止ナット	① コマを下ろす。 ② 上胴を取外す。 ③ 止ナットを下胴に取付ける。 ④ コマを止ナットの天端まであげる。
サドル付分水栓(分岐方法B)	サドル付分水栓用プラグ	① せん棒によりボールを閉止の状態にする。 ② 分水口にサドル付分水栓用プラグ(キャップ)を取付ける。
二受T字管(分岐方法C)	栓(補強リブ付)	① 二受T字管の分岐受口部に栓を取付ける。
不断水T字管(分岐方法C)	フランジ栓	① 簡易バルブを閉止の状態にする。 ② 短管を取外し分岐管部にフランジ栓を取付ける。
チーズ(分岐方法D・E・F)	硬質塩化ビニル管	① 管を5cm程度切り残してビニル用キャップを取付ける。
	ポリエチレン管	P栓
配水用ポリエチレン管	E Fキャップ	① 管を10cm程度切り残してE Fキャップを取付ける。
	直管	① T字管を撤去する。

～次項省略～

種別	給水管の口径	埋設深さ					備考
国道	全口径	道路の舗装の厚さに0.3mを加えた値(当該値が0.6mに満たない場合には、0.6m)を超えることとする。					給水主管においては、サドル付分水栓の高さを考慮すること。 やむを得ず、左記の値以下となる場合には当該管路を設ける者に防護措置等を講じさせること。
府道	全口径	道路の舗装の厚さに0.3mを加えた値(当該値が0.8mに満たない場合には、0.8m)を超えることとする。					
市道	φ50mm以下	路盤	アスファルト1号	アスファルト2号	アスファルト3号	アスファルト4号	
		鉋さい路盤	0.8m以上	0.7m以上	0.6m以上	0.6m以上	
	配水用ポリエチレン管φ50mm	鉋さい路盤	0.9m以上	0.8m以上	0.7m以上	0.7m以上	
		砕石路盤	0.9m以上	0.7m以上	0.7m以上	0.6m以上	
	φ75mm以上	鉋さい路盤	0.9m以上	0.8m以上	0.8m以上	0.7m以上	
		砕石路盤	1.0m以上	0.8m以上	0.8m以上	0.7m以上	
私道	φ50mm以下	道路の舗装の厚さに0.3mを加えた値(当該値が0.6mに満たない場合には、0.6m)を超えることとする。					
	φ75mm以上	給水主管にあつては0.8m以上、給水単管及び給水枝管にあつては私道のφ50mm以下と同様とする。					
宅地	φ50mm以下	0.3m以上とする。					
	φ75mm以上	0.6m以上とする。					

～次項省略～

(83頁)

7 管類の撤去

給水装置を分岐部から撤去する場合は、それぞれの分岐形態に応じ、表4-11のとおり施工すること。また、各種ボックス類及び撤去掘削範囲内の既設給水管の撤去も併せて行うこと。

既設管閉塞に伴い、上流側継手部に離脱防止措置が必要となる場合があるため、既設管の状態を確認し適切な対応を行うこと。

表4-11

分岐形態	撤去用使用材料	撤去方法
分水栓(分岐方法A)	分水栓本体の止ナット	① コマを下ろす。 ② 上胴を取外す。 ③ 止ナットを下胴に取付ける。 ④ コマを止ナットの天端まであげる。
サドル付分水栓(分岐方法B)	サドル付分水栓用プラグ	① せん棒によりボールを閉止の状態にする。 ② 分水口にサドル付分水栓用プラグ(キャップ)を取付ける。
二受T字管(分岐方法C)	栓(補強リブ付)	① 二受T字管の分岐受口部に栓を取付ける。
不断水T字管(分岐方法C)	フランジ栓	① 簡易バルブを閉止の状態にする。 ② 短管を取外し分岐管部にフランジ栓を取付ける。
チーズ(分岐方法D・E・F)	硬質塩化ビニル管	① 管を5cm程度切り残してビニル用キャップを取付ける。
	ポリエチレン管	P栓
配水用ポリエチレン管	E Fキャップ	① 管を10cm程度切り残してE Fキャップを取付ける。
	直管	① T字管を撤去する。

～次項省略～

8 各管種の接合方法

給水装置の接合箇所は、水圧に対する十分な耐力を確保するためにその構造及び材質に応じた適切な接合を行うこと。施工上、接合は極めて重要であり、管種、使用する継手、施工環境及び施工技術等を勘案し、最も適切と考えられる接合方法及び工具を選択すること。

給水管の同種管及び異種管の接合は、表4-13のとおりとする。

表4-13

給水管 (A)	給水管 (B)	硬質塩化ビニル管	硬質塩化ビニル ライニング鋼管	鋼管	ステンレス 鋼管	ダクタイル 鋳鉄管	配水用 ポリエチレン管
		耐衝撃性硬質塩化 ビニル管	ポリエチレン粉体 ライニング鋼管				
ポリエチレン管	ポリエチレン管 金属継手	PV エンゾクット (メーカー規格)	ポリエチレン管 金属継手	同左	○	○	変換 ソケット
硬質塩化 ビニル管	PV エンゾ ソケット	TS 継手	VG エンゾソケット	同左	○	○	HPPE 配管 ジョイント HPPE×VP
耐衝撃性硬質 塩化ビニル管	メーカー 規格	HIVP 継手	HIG エンゾソケット	同左	○	○	HPPE 配管 ジョイント HPPE×VP
硬質塩化ビニル ライニング鋼管	ポリエチレン管 金属継手	VG エンゾソケット	管端 防食継手	○	○	○	○
ポリエチレン粉体 ライニング鋼管	同上	同上	管端 防食継手	○	○	○	○
鋼管	同上	同上	○	鋼管 継手	○	○	○
ステンレス鋼管	○	○	○	○	伸縮可撓継手 プレス式継手	○	○
ダクタイル 鋳鉄管	○	VC ジョイント	○	○	○	ジョイント 継手	HPPE 配管 ジョイント HPPE×鋳鉄
配水用 ポリエチレン管	変換 ソケット	HPPE 配管 ジョイント HPPE×VP	HPPE 配管 ジョイント HPPE×VP	○	○	HPPE 配管 ジョイント HPPE×鋳鉄	EF 継手

～次項省略～

2. 消火栓（排水栓）の設置

(1) 配置

消火栓の配置は、道路管理者及び消防局と協議の上、決定する。
排水栓の配置は、道路管理者および水道事業管理者と協議の上、決定する。

(2) 設置基準

① 本体の機種

消火栓（排水栓）本体の機種は、浅層形ボール式単口消火栓φ75×2 1/2 インチ（地下式）、補修弁はボール式補修弁φ75×100 とすること。

② 据付け

ア. 土被りが0.8mの場合は図4-38Aとし、土被りが0.8mを超える場合は図4-38Bのフランジ短管でキャップの天端深さをG.Lから0.15～0.30mになるように調整する。

～次項省略～

8 各管種の接合方法

給水装置の接合箇所は、水圧に対する十分な耐力を確保するためにその構造及び材質に応じた適切な接合を行うこと。施工上、接合は極めて重要であり、管種、使用する継手、施工環境及び施工技術等を勘案し、最も適切と考えられる接合方法及び工具を選択すること。

給水管の同種管及び異種管の接合は、表4-12のとおりとする。

表4-12

給水管 (A)	給水管 (B)	硬質塩化ビニル管	硬質塩化ビニル ライニング鋼管	鋼管	ステンレス 鋼管	ダクタイル 鋳鉄管	配水用 ポリエチレン管
		耐衝撃性硬質塩化 ビニル管	ポリエチレン粉体 ライニング鋼管				
ポリエチレン管	ポリエチレン管 金属継手	PV エンゾクット (メーカー規格)	ポリエチレン管 金属継手	同左	○	○	変換 ソケット
硬質塩化 ビニル管	PV エンゾ ソケット	TS 継手	VG エンゾソケット	同左	○	○	HPPE 配管 ジョイント HPPE×VP
耐衝撃性硬質 塩化ビニル管	メーカー 規格	HIVP 継手	HIG エンゾソケット	同左	○	○	HPPE 配管 ジョイント HPPE×VP
硬質塩化ビニル ライニング鋼管	ポリエチレン管 金属継手	VG エンゾソケット	管端 防食継手	○	○	○	○
ポリエチレン粉体 ライニング鋼管	同上	同上	管端 防食継手	○	○	○	○
鋼管	同上	同上	○	鋼管 継手	○	○	○
ステンレス鋼管	○	○	○	○	伸縮可撓継手 プレス式継手	○	○
ダクタイル 鋳鉄管	○	VC ジョイント	○	○	○	ジョイント 継手	HPPE 配管 ジョイント HPPE×鋳鉄
配水用 ポリエチレン管	変換 ソケット	HPPE 配管 ジョイント HPPE×VP	HPPE 配管 ジョイント HPPE×VP	○	○	HPPE 配管 ジョイント HPPE×鋳鉄	EF 継手

～次項省略～

2. 消火栓の設置

(1) 配置

消火栓の配置は、道路管理者及び消防局と協議の上、決定する。

(2) 設置基準

① 本体の機種

消火栓本体の機種は、浅層形ボール式単口消火栓φ75×2 1/2 インチ（地下式）、補修弁はボール式補修弁φ75×100 とすること。

② 据付け

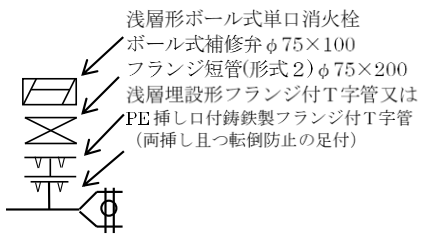
ア. 管種がダクタイル鋳鉄管GX形の場合は図4-38Aとし、管種が配水用ポリエチレン管の場合は図4-38Bとすること。また、配管の土被りによりフランジ短管にて消火栓接続口の深さがG.Lから0.15～0.30mになるように調整すること。なお、土被りが0.8mの場合はフランジ短管φ75×200とし、その他の土被りの場合は堺市上下水道局発行の「水道工事共通仕様書」のとおりフランジ短管にて所定の寸法となるよう調整すること。

～次項省略～

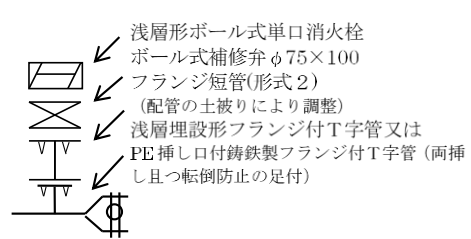
(87頁)

～前項省略～

A



B

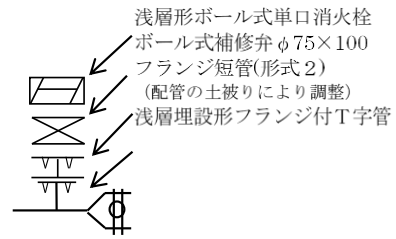


～次項省略～

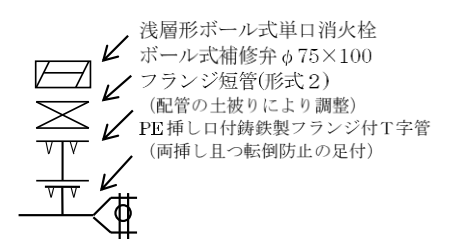
(86頁)

～前項省略～

A



B



～次項省略～

3. 排水栓φ75及び排水栓φ25の設置

(1) 配置

排水栓の配置は、道路管理者及び上下水道事業管理者と協議の上、決定する。

(2) 設置基準

①排水栓φ75と排水栓φ25の設置箇所

φ100mm以上の管に設置する排水栓は、排水栓φ75でなければならない。

φ75mmの管に設置する排水栓は、原則排水栓φ25とするが、水圧が低く濁水解消に時間を要する場所や水質改善（定期洗管等）が頻繁に必要な場所等については、排水栓φ75を設置しなければならない。

②本体の機種

排水栓φ75の本体機種は消火栓に準ずる。排水栓φ25の本体機種はボール止水栓φ25mm（甲型、キー式）を操作し排水する。配管については、φ75mmの管からサドル付分水栓で分岐し、ポリエチレン管・同止水栓・ビニル管及び継手で配置する。また、同止水栓以降の配管口径はφ25からφ50に増径すること。標準配管は図4-41のとおりとする。なお、これによりがたい場合は、上下水道事業管理者と協議し決定すること。

③据付け

排水栓φ75の据付けは消火栓に準ずる。排水栓φ25の据付けは、配管の土被りを表4-10のとおり布設し、排水口先端の土被りが0.15mとなるようにHIVPφ50を立上げ、VUφ150で保護すること。（図4-41参照）また、蓋は止水栓ボックスAを標準とし、現場状況（交通量等）に応じて円形1号等を設置すること。加えて、蓋は排水栓の配管方向に開くように設置すること。なお、排水栓φ25の設置位置については官民境界側に設置し、設置位置が道路中央部になる等により維持管理に支障をきたさないようにすること。（図4-42参照）

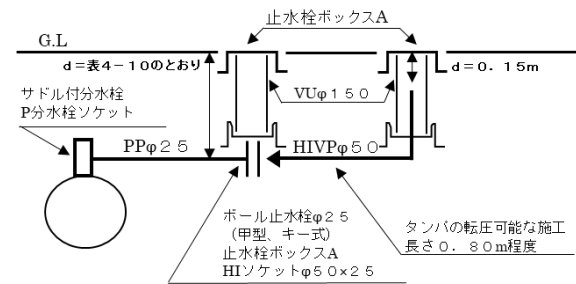


図4-41



図4-42

～次項省略～

10 弁類の保護

1. 止水栓ボックス

止水栓は、維持管理上支障がないよう専用のボックス内に収納すること。

止水栓ボックスの設置方法等は、次のとおりとする。

形状・設置方法	使用用途
	<ul style="list-style-type: none"> ・車道へ設置
	<ul style="list-style-type: none"> ・歩道へ設置 ・位置指定道路へ設置 ・行き止まり道路へ設置 ・メーター口径 50mm の給水装置へ設置
	<ul style="list-style-type: none"> ・メーター口径 30～40mm の給水装置へ設置

図4-41
～次項省略～

10 弁類の保護

1. 止水栓ボックス

止水栓は、維持管理上支障がないよう専用のボックス内に収納すること。

止水栓ボックスの設置方法等は、次のとおりとする。

形状・設置方法	使用用途
	<ul style="list-style-type: none"> ・車道へ設置
	<ul style="list-style-type: none"> ・歩道へ設置 ・位置指定道路へ設置 ・行き止まり道路へ設置 ・メーター口径 50mm の給水装置へ設置
	<ul style="list-style-type: none"> ・メーター口径 30～40mm の給水装置へ設置

図4-43
～次項省略～

3. 消火栓（排水栓）ボックス

(1) 設置方法

消火栓（排水栓）ボックスの積み方は、堺市上下水道局発行の「水道工事共通仕様書」のとおりとする。なお排水栓ボックスの積み方は消火栓ボックスと同じとし、排水栓ボックスの蓋は「堺市仕様 円形3号 H100」を使用すること。

(2) 鉄蓋の間隔

消火栓（排水栓）と仕切弁を隣接して設置する場合、同時に操作する時の作業の安全性を考え、鉄蓋の間隔が 1.0m以上となるように調整する。

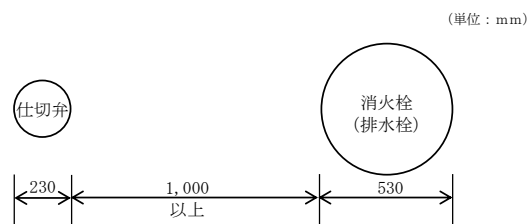


図4-42
～次項省略～

3. 消火栓（排水栓）ボックス

(1) 設置方法

消火栓（排水栓）ボックスの積み方は、堺市上下水道局発行の「水道工事共通仕様書」のとおりとする。なお排水栓ボックスの積み方は消火栓ボックスと同じとし、排水栓ボックスの蓋は「堺市仕様 円形3号 H100」を使用すること。

(2) 鉄蓋の間隔

消火栓（排水栓）と仕切弁を隣接して設置する場合、同時に操作する時の作業の安全性を考え、鉄蓋の間隔が 1.0m以上となるように調整する。

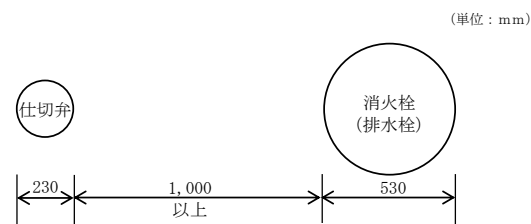


図4-44
～次項省略～

3. 口径φ50mmの場合

(1) 設置

①ポリエチレン2層管の場合(直結増圧方式、貯水槽方式の場合)

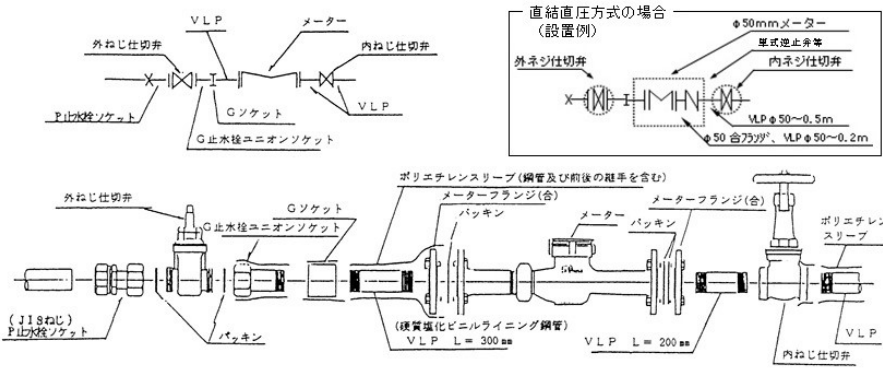


図5-17
～次項省略～

3. 口径φ50mmの場合

(1) 設置

①ポリエチレン2層管の場合(直結増圧方式、貯水槽方式の場合)

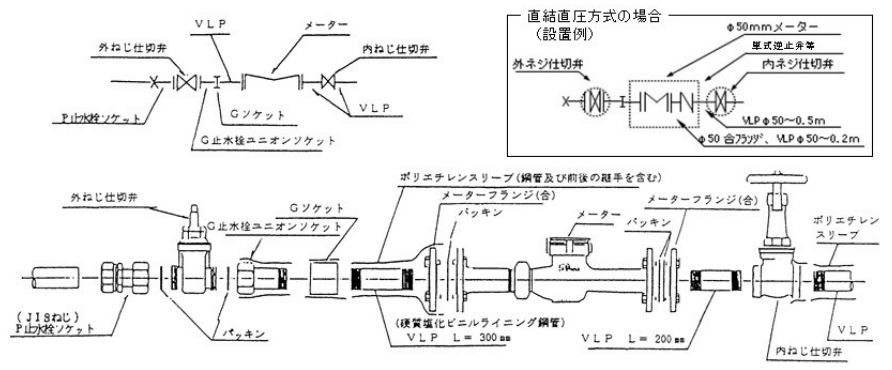
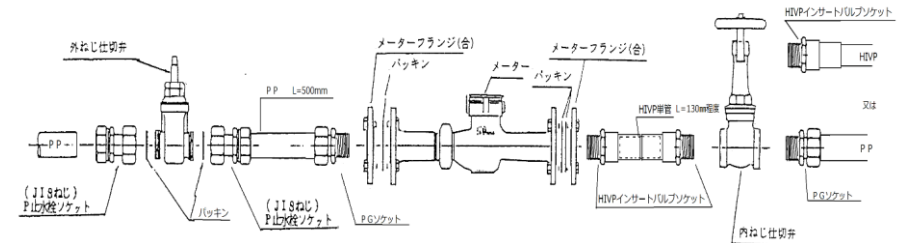


図5-17 例1



注) メータボックスの縦寸法はφ75のサイズを参考としてください

図5-17 例2

～次項省略～

②配水用ポリエチレン管の場合

※図5-18は直結直圧方式の標準図であり、直結増圧方式や貯水槽方式については単式逆止弁の設置は不要となる。

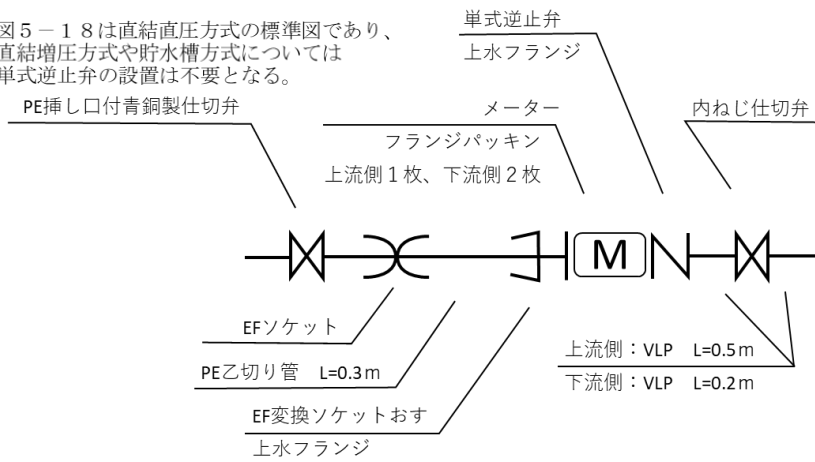


図5-18
～次項省略～

②配水用ポリエチレン管の場合

※図5-18は直結直圧方式の標準図であり、直結増圧方式や貯水槽方式については単式逆止弁の設置は不要となる。

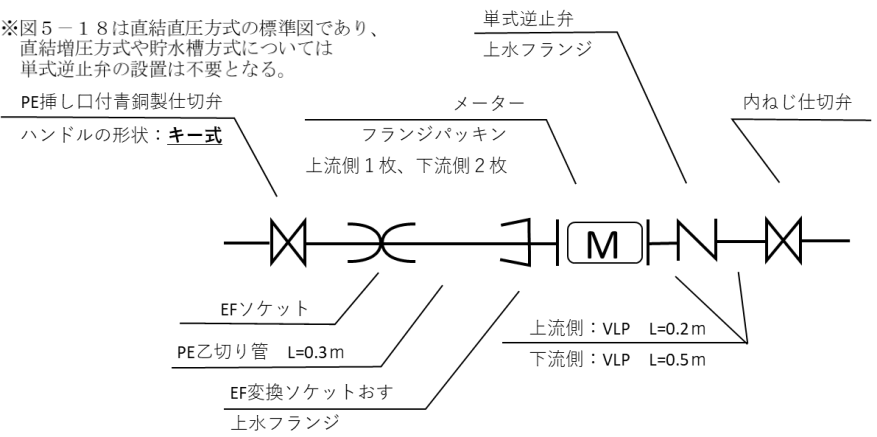


図5-18
～次項省略～

～前項省略～

(4) 水路等を横断する場合にあつては、原則として水路等の下に給水装置を設置する。やむを得ず水路等の上に設置する場合には、高水位以上の高さに設置し、かつ、さや管等による防護措置を講じる。(第4章 1 給水管の取出し 図4-20参照)

～次項省略～

～前項省略～

(4) 水路等を横断する場合にあつては、原則として水路等の下に給水装置を設置する。やむを得ず水路等の上に設置する場合には、高水位以上の高さに設置し、かつ、さや管等による防護措置を講じる。(第4章 1 給水管の取出し 図4-26、27参照)

～次項省略～

(150頁)

6. 貯水槽方式から増圧方式への改造

貯水槽の下流側の給水設備を流用して増圧方式に改造する場合の条件は、次のとおりとする。

(1) 実施条件

- ① 貯水槽の下流側の給水設備が施行令第6条「給水装置の構造及び材質の基準」に適合していること。ただし、亜鉛メッキ鋼管及び鉛管の再使用については、認めない。
- ② 貯水槽の下流側の給水設備の給水管口径が水理計算を満たしていること。また、既設管に接続する場合も同様とする。
- ③ メーターを設置する装置については、3. メーター設置基準のとおりとする。
- ④ 立て管接続する場合は、立上り配管の頂上部に吸排気弁を設置すること。
- ⑤ 厚生労働省通知「受水槽式給水設備の給水装置への切替えに関する留意事項について」に基づき、該当する事項を実施、確認を行うこと。
- ⑥ その他、新設工事に準ずること。

～次項省略～

(150頁)

6. 貯水槽方式から増圧方式への改造

貯水槽の下流側の給水設備を流用して増圧方式に改造する場合の条件は、次のとおりとする。

(1) 実施条件

- ① 貯水槽の下流側の給水設備が施行令第6条「給水装置の構造及び材質の基準」に適合していること。ただし、亜鉛メッキ鋼管及び鉛管の再使用については、認めない。
- ② 貯水槽の下流側の給水設備の給水管口径が水理計算を満たしていること。また、既設管に接続する場合も同様とする。
- ③ メーターを設置する装置については、3. メーター設置基準のとおりとする。
- ④ 立て管接続する場合は、立上り配管の頂上部に吸排気弁を設置すること。
- ⑤ 厚生労働省通知（平成17年（2005年）9月）「受水槽式給水設備の給水装置への切替えに関する留意事項について」に基づき、該当する事項を実施、確認を行うこと。
- ⑥ 直結給水への切替え前においては、水質試験を実施すること。試験項目は、味、臭気、色度、濁度のほか、水道事業者との協議結果に応じて、鉄、pH等の項目とする。
- ⑦ その他、新設工事に準ずること。

～次項省略～

(154頁)

表9-6 メーター最大流量表 (参考)

メーター口径 (mm)	断続最大流量	
	(m ³ /h)	(ℓ/min)
φ13	1.2	20.0
φ20	2.3	38.3
φ25	2.7	45.0
φ30	4.7	78.3
φ40	9.3	155.0
φ50	21.0	350.0

～次項省略～

(154頁)

表9-6 メーター最大流量表 (参考)

メーター口径 (mm)	断続最大流量	
	(m ³ /h)	(ℓ/min)
φ13	2.5	41.7
φ20	4.0	66.7
φ25	6.3	105.0
φ30	10.0	166.7
φ40	16.0	266.7
φ50	40.0	666.7

～次項省略～

(158頁)

～前項省略～

設計条件

A点での必要水頭 7.0m C点にある戸数 4戸
 A点での立ち上がり高 1.0m D点にある戸数 4戸
 A点での使用水量 0.4 ℓ/sec E点にある戸数 4戸
 全使用水量 2.6 ℓ/sec
 総戸数 12戸

区間	口径 (mm)	器具単位	流量 (ℓ/sec)	動水勾配 (%)	直管換算長 (m)	損失水頭 (m)	流速 (m/sec)
A~B	φ20	7	0.37	92.78	13.25	1.41	1.17
B~C	φ20	7	0.37	92.78	22.60	2.10	1.17
C~D	φ50	28	1.17	10.13	6.80	0.07	0.59
D~E	φ50	56	1.93	24.40	7.40	0.18	0.98
E~F	φ50	84	2.55	39.76	12.79	0.51	1.30
F~G	φ50	84	2.55	39.76	9.20	0.37	1.30
計						4.64	

※流速は2.0m/sec以下であること。

必要水頭：h=11m+ 7m+ 1m+ 4.64m=23.64m

よって、0.245MPa以上の区域で給水可能

～次項省略～

(158頁)

～前項省略～

設計条件

A点での必要水頭 7.0m C点にある戸数 4戸
 A点での立ち上がり高 1.0m D点にある戸数 4戸
 A点での使用水量 0.4 ℓ/sec E点にある戸数 4戸
 全使用水量 2.6 ℓ/sec
 総戸数 12戸

区間	口径 (mm)	器具単位	流量 (ℓ/sec)	動水勾配 (%)	直管換算長 (m)	損失水頭 (m)	流速 (m/sec)
A~B	φ20	7	0.37	92.78	13.25	1.23	1.17
B~C	φ20	7	0.37	92.78	22.60	2.10	1.17
C~D	φ50	28	1.17	10.13	6.80	0.07	0.59
D~E	φ50	56	1.93	24.40	7.40	0.18	0.98
E~F	φ50	84	2.55	39.76	12.79	0.51	1.30
F~G	φ50	84	2.55	39.76	9.20	0.37	1.30
計						4.46	

必要水頭：h=11m+ 7m+ 1m+ 4.46m=23.46m

よって、0.245MPa以上の区域で給水可能

～次項省略～

(159頁)

～前項省略～

設計条件

A点での必要水頭 7.0 C点にある戸数 3戸 設定水頭 25m
配水管からの立ち上がり高 12.0m ≤ 12.0m D点にある戸数 3戸
A点での使用水量 0.4 ㍈/sec E点にある戸数 3戸
F点にある戸数 3戸

全体使用水量 2.6 ㍈/sec

総戸数 12戸 ≤ 25戸

区間	口径 (mm)	器具単位	流量 (㍈/sec)	動水勾配 (%)	直管換算長 (m)	損失水頭 (m)	流速 (m/sec)
A～B	φ20	7	0.37	92.78	25.35	2.35	1.27
B～C	φ50	21	0.98	7.55	21.20	0.16	0.61
C～D	φ50	21	0.98	7.55	6.00	0.05	0.61
D～E	φ50	42	1.58	17.20	6.00	0.10	1.10
E～F	φ50	63	2.08	27.82	6.00	0.17	1.65
F～G	φ50	84	2.55	39.76	14.39	0.57	1.96
G～H	φ50	84	2.55	39.76	5.00	0.20	1.96
計						3.60	

※流速は2.0m/sec以下であること。

必要水頭: $h=11m + 7m + 1m + 3.60m=22.60m$

よって、0.245MPa以上の区域で給水可能

～次項省略～

(159頁)

～前項省略～

設計条件

A点での必要水頭 7.0 C点にある戸数 3戸 設定水頭 25m
配水管からの立ち上がり高 12.0m ≤ 12.0m D点にある戸数 3戸
A点での使用水量 0.4 ㍈/sec E点にある戸数 3戸
F点にある戸数 3戸

全体使用水量 2.6 ㍈/sec

総戸数 12戸 ≤ 25戸

区間	口径 (mm)	器具単位	流量 (㍈/sec)	動水勾配 (%)	直管換算長 (m)	損失水頭 (m)	流速 (m/sec)
A～B	φ20	7	0.37	92.78	25.35	2.35	1.18
B～C	φ50	21	0.98	7.55	21.20	0.16	0.50
C～D	φ50	21	0.98	7.55	6.00	0.05	0.50
D～E	φ50	42	1.58	17.20	6.00	0.10	0.81
E～F	φ50	63	2.08	27.82	6.00	0.17	1.06
F～G	φ50	84	2.55	39.76	14.39	0.57	1.30
G～H	φ50	84	2.55	39.76	5.00	0.20	1.30
計						3.60	

※流速は2.0m/sec以下であること。

必要水頭: $h=11m + 7m + 1m + 3.60m=22.60m$

よって、0.245MPa以上の区域で給水可能

～次項省略～

(160頁)

～前項省略～

設計条件

A点での必要水頭 3.0m 4Fでの器具単位数 10単位 10単位
30 ㍈/min = 0.5 ㍈/sec

A点での立ち上がり高さ 1.0m 3Fでの器具単位数 15単位 25単位
67 ㍈/min = 1.12 ㍈/sec

A点での使用水量 0.4 ㍈/sec 2Fでの器具単位数 15単位 40単位 98
㍈/min = 1.55 ㍈/sec

全体使用水量 115 ㍈/sec 1Fでの器具単位数 15単位 55単位
115 ㍈/min = 1.92 ㍈/sec

同時使用水量 115 ㍈/min ≤ 155 ㍈/min

適正口径 φ40mm (管内流速 2.0m/sec以下であることと、表2-9メー
ターの適正流量表より)

区間	口径 (mm)	器具単位	流量 (㍈/sec)	動水勾配 (%)	直管換算長 (m)	損失水頭 (m)	流速 (m/sec)
A～B	φ20	—	0.40	107.94	8.75	0.94	1.27
B～C	φ25	10	0.50	57.50	20.90	1.20	1.02
C～D	φ40	10	0.50	6.72	3.45	0.02	0.40
D～E	φ40	25	1.07	24.60	3.45	0.08	0.85
E～F	φ40	40	1.57	48.17	3.45	0.17	1.25
F～G	φ40	55	1.91	68.59	46.50	3.19	1.52
G～H	φ40	55	1.91	68.59	8.00	0.55	1.52
計					94.50	6.16	

※流速は2.0m/sec以下であること。

必要水頭: $h=11m + 3m + 1m + 6.16m=21.16m$

よって、0.245MPa以上の区域で給水可能

～次項省略～

(160頁)

～前項省略～

設計条件

A点での必要水頭 3.0m 4Fでの器具単位数 10単位 10単位
30 ㍈/min = 0.5 ㍈/sec

A点での立ち上がり高さ 1.0m 3Fでの器具単位数 15単位 25単位
67 ㍈/min = 1.12 ㍈/sec

A点での使用水量 0.4 ㍈/sec 2Fでの器具単位数 15単位 40単位 98
㍈/min = 1.55 ㍈/sec

全体使用水量 115 ㍈/min 1Fでの器具単位数 15単位 55単位
115 ㍈/min = 1.92 ㍈/sec

同時使用水量 115 ㍈/min ≤ 155 ㍈/min

適正口径 φ40mm (管内流速 2.0m/sec以下であることと、表2-9メー
ターの適正流量表より)

区間	口径 (mm)	器具単位	流量 (㍈/sec)	動水勾配 (%)	直管換算長 (m)	損失水頭 (m)	流速 (m/sec)
A～B	φ20	—	0.40	107.94	8.75	0.94	1.27
B～C	φ25	10	0.50	57.50	20.90	1.20	1.02
C～D	φ40	10	0.50	6.72	3.45	0.02	0.40
D～E	φ40	25	1.12	24.60	3.45	0.08	0.89
E～F	φ40	40	1.55	48.17	3.45	0.17	1.23
F～G	φ40	55	1.92	68.59	46.50	3.19	1.53
G～H	φ40	55	1.92	68.59	8.00	0.55	1.53
計					94.50	6.15	

※流速は2.0m/sec以下であること。

必要水頭: $h=11m + 3m + 1m + 6.15m=21.15m$

よって、0.245MPa以上の区域で給水可能

～次項省略～

(167頁)

(4) 貯水槽方式の提出書類

- ① 給水計画図
- ② 建築物の図面 (各階平面図)
- ③ 給水設備図 (各階平面図・系統図)
- ④ 水理計算書 (給水装置・給水設備の口径決定の算出根拠)
- * 給水量、使用時間、メーター口径、貯水槽容量、同時使用水量、送水・揚水ポンプ規格、高置水槽容量、集約管口径、その他
- ⑤ 貯水槽断面図
- ⑥ ポンプ仕様書
- ⑦ その他必要書類

～次項省略～

(167頁)

(4) 貯水槽方式の提出書類

- ① 給水計画図
- ② 建築物の図面 (各階平面図)
- ③ 給水設備図 (各階平面図・系統図)
- ④ 水理計算書 (給水装置・給水設備の口径決定の算出根拠)
- * 給水量、使用時間、メーター口径、貯水槽容量、同時使用水量、送水・揚水ポンプ規格、高置水槽容量、集約管口径、その他
- ⑤ 貯水槽断面図. 書式20・21・22
- ⑥ ポンプ仕様書
- ⑦ その他必要書類

～次項省略～

(172・173頁)

5. その他項目欄

(1) 装置栓種
当該工事に該当する番号のいずれかを○で囲むこと。

1. 専用栓 2. 工事用付専用栓 3. 臨時栓
4. 貯水槽の下流側の給水設備 5. 給水管 6. 消火栓

(2) 工事種類
当該工事に該当する番号のいずれかを○で囲むこと。

1. 新設 2. 改造 3. 増設
4. 撤去 5. その他

(3) 給水方式
当該工事に該当する番号のいずれかを○で囲むこと。

1. 直結直圧 2. 貯水槽 3. 3・4階直結直圧
4. 直結増圧

(4) メーター (給水管)
以下の項目に数値を記入すること。

φ mm 個 (か所)

(5) 建物の種類
当該工事に該当する番号のいずれかを○で囲むこと。

1. 住宅 2. 店舗住宅併用 3. 非住宅 ()

～次項省略～

(173頁)

5. その他項目欄

(1) 装置栓種
当該工事に該当する装置栓種を記入又は番号のいずれかを○で囲むこと。

1. 専用栓 2. 工事用付専用栓 3. 臨時栓
4. 貯水槽の下流側の給水設備 5. 給水管 6. 消火栓

(2) 工事種類
当該工事に該当する工事種類を記入又は番号のいずれかを○で囲むこと。

1. 新設 2. 改造 3. 増設
4. 撤去 5. その他

(3) 給水方式
当該工事に該当する給水方式を記入又は番号のいずれかを○で囲むこと。

1. 直結直圧 2. 貯水槽 3. 3・4階直結直圧
4. 直結増圧

(4) メーター (給水管)
以下の項目に数値を記入すること。

φ mm 個 (か所)

(5) 建物の種類
当該工事に該当する建物の種類を記入又は番号のいずれかを○で囲むこと。

1. 住宅 2. 店舗住宅併用 3. 非住宅 ()

～次項省略～

(181頁)

(6) 道路掘削を伴う占用申請書類一覧表
表⑥-3

書類	国道(26号府道以上) 市道(20m未満) 府道(26号以上)	国道(20m以上) 市道(26号以上) 府道(20m以上)	延伸 願	本 復 旧 願	法定(里道) 外公共物	法定(水路) 外公共物	国道 26号
着工前の現場写真 (縦横断方向)	2	2			4	6	4
舗装道路本復旧工事施行届 及び履行誓約書	1	1			1	1	1
道路使用許可申請書	3	3	3	3			3
計画平面・断面図	6	8 調整部会用2部	3	5 本復旧図面	4 20m以上の 場合は6	6 20m以上の 場合は8	4
保安施設設置図(A4)	3	3	3	3			4
施工時間及び 道路有効幅員等一覧表	(3)	(3)	(3)	(3)			4
道路占用户意見調査の写し (34条協議)	(4)	4 (必須)					4 (必須)
工程表							4
附近見取図	6	8 調整部会用2部	5	5	4 20m以上の 場合は6	6 20m以上の 場合は8	4
里道使用同意書					4 内3部コピー		
水路占用等同意書						6 内3部コピー	
公図の写し					4	6	
境界確定図					4	6	
本復旧協議印 (他部局復旧の時)	1	1					
迂回路地図(通行止め時)	3	3					
期限切れとなった 道路使用許可申請書の写し			2	2			

- ・施工時間及び道路有効幅員等一覧表は2路線以上になる場合は必要
- ・34条協議は府道・国道は必須。市道等は申請者にて行い原本を所持してください。
- ・附近見取図は引込箇所及び申請地を赤色で明示して下さい。
- ・着工前の写真に既設管は黒色、新設管は赤色で明示して下さい。
- ・上記以外に書類が必要な場合があります、その際は局職員の指示に従って下さい。

～次項省略～

(181頁)

(6) 道路掘削を伴う占用申請書類一覧表
表⑥-3

書類	国道(26号府道以上) 市道(20m未満) 府道(26号以上)	国道(20m以上) 市道(26号以上) 府道(20m以上)	工事 期間を 延長する 場合	舗装 本復旧 を行う 場合	法定(里道) 外公共物	法定(水路) 外公共物	国道 26号
着工前の現場写真 (縦横断方向)	2	2			4	6	1
舗装道路本復旧工事施行届 及び履行誓約書	1	1			1	1	1
道路使用許可申請書	3	3	3	3			3
計画平面・断面図	6	8 調整部会用2部	3	5 本復旧図面	4 20m以上の 場合は6	6 20m以上の 場合は8	3
保安施設設置図 (交通対策図)	3	3	3	3 本復旧図面			3
施工時間及び 道路有効幅員等一覧表	(3)	(3)	(3)	(3)			
道路占用户意見調査の写し (34条協議)	(4)	4 (必須)					1 (必須)
工程表							3
緊急連絡体制表							1
附近見取図 (位置図)	6	8 調整部会用2部	5	5	4 20m以上の 場合は6	6 20m以上の 場合は8	3
里道使用同意書					4 内3部コピー		
水路占用等同意書						6 内3部コピー	
公図の写し					4	6	
境界確定図					4	6	
本復旧協議印 (他部局復旧の時)	1	1					
迂回路地図(通行止め時)	3	3					3
期限切れとなった 道路使用許可申請書の写し			2	2			

- ・施工時間及び道路有効幅員等一覧表は2路線以上になる場合は必要となります。
- ・34条協議は府道・国道は必須です。市道等は申請者にて行い原本を所持してください。
- ・附近見取図は引込箇所及び申請地を赤色で明示して下さい。
- ・着工前の写真に既設管は黒色、新設管は赤色で明示して下さい。
- ・上記以外に書類が必要な場合があります、その際は局職員の指示に従って下さい。
- ・市道・府道以外であっても、掘削延長が20m以上となる場合は、調整部会への諮問、着工承認が必要となります。調整部会用を2部、申請に先立ち提出してください。
- ・国道26号の占用申請書類は、上記一覧表以外のものが必要となる場合があります。申請内容について、大阪国道事務所 南大阪維持出張所にて確認されたものを提出して下さい。

～次項省略～

(185頁)

6. 給水枝管の存置へ変更

建築工事が中断又は停止した場合は、給水装置を分岐箇所から全面撤去しなければならない。ただし、次に掲げる条件のいずれかに該当するものについては、必要書類の提出をもって全面撤去を猶予し、第一止水栓までの給水管（給水枝管）の存置を認めるものとする。

- (1) 建築工事中断又は停止の原因が一年以内に解消する見込みのあるとき。
- (2) 一年以内に当該給水枝管を利用して新しい建築物等の給水装置を設置する具体的計画のあるとき。

必要書類

- ①給水装置工事 {設計変更 / 取下げ} 申込書……書式 3
 - ②給水装置工事申込書と設計図……様式第1号
- ～次項省略～

(185頁)

6. 給水枝管の存置へ変更

建築工事が中断又は停止した場合は、給水装置を分岐箇所から全面撤去しなければならない。ただし、次に掲げる条件のいずれかに該当するものについては、必要書類の提出をもって全面撤去を猶予し、第一止水栓までの給水管（給水枝管）の存置を認めるものとする。

- (1) 建築工事中断又は停止の原因が一年以内に解消する見込みのあるとき。
- (2) 一年以内に当該給水枝管を利用して新しい建築物等の給水装置を設置する具体的計画のあるとき。

必要書類

- ①給水装置工事 {設計変更 / 取下げ} 申込書……書式 3
 - ②給水装置工事申込書と設計図……様式第1号・書式4
- ～次項省略～

(191頁)

～前項省略～

エ. 給水主管の布設を伴う場合（引込み計画2か所、今回1か所申込）

A：給水主管
B：専用給水装置

	φ30以上	φ25以下
設計審査手数料	A+B	B
装置検査手数料	A+B	B
分岐工事検査手数料	A	A

～次項省略～

(191頁)

～前項省略～

エ. 給水主管の布設を伴う場合（引込み計画2か所、今回1か所申込）

A：給水主管
B：専用給水装置

	φ30以上	φ25以下
設計審査手数料	A+B	B
装置検査手数料	A+B	B
分岐工事検査手数料	A	A

～次項省略～

(194頁)

④ 撤去工事

撤去工事の場合

設計審査手数料	$A \times n$
装置検査手数料	$A \times n$
分岐工事検査手数料	$A \times n$

※ 新設と撤去を一申込で行う場合は、分岐工事検査手数料は徴収しない。ただし、撤去のみの申込の場合は対象となる。

～次項省略～

(194頁)

④ 撤去工事

ア. 撤去工事の場合

設計審査手数料	$A \times n$
装置検査手数料	$A \times n$
分岐工事検査手数料	$A \times n$

※ 新設と撤去を一申込で行う場合は、分岐工事検査手数料は徴収しない。ただし、撤去のみの申込の場合は対象となる。

イ. 給水主管の撤去の場合

(例1)

設計審査手数料	A
装置検査手数料	A
分岐工事検査手数料	A+B

$A \geq B$ 給水主管は最大口径を計上する。

(例2)

設計審査手数料	A
装置検査手数料	A
分岐工事検査手数料	A

$A > B \cdot C$ 給水主管は最大口径を計上する

～次項省略～

第9章 工事検査

1. 検査申込

指定工事業者は、申込工事について必ず工事検査を受けなければならないが、あらかじめ工事の適否を確認するため、自主検査をおこない不適合部分のないことの確認をしておかなければならない。

工事が完成したとき、もしくは水道事業管理者の立会施工を必要とするとき、または既済部分の確認を求めるときは、その都度検査申込書(書式19)または検査予約連絡票(堺市上下水道局ホームページ参照)により工事検査の申込をしなければならない。

なお、検査予約連絡票は、水道事業管理者が工事検査の一部を委託している委託業者に検査申込を行うにあたり使用するものとする。

検査申込書及び検査予約連絡票は、次に示す事項に留意し提出すること。

- (1) 検査申込書は、申込日・指定工事業者名、工事検査に立会う主任技術者名を記入すること。
- (2) 検査を受けようとする給水装置工事申込書の承認番号・工事場所・工事申込者・検査希望日等を記入すること。
- (3) 検査申込書は、検査希望日から局の5営業日前までに給排水設備課に提出すること。
- (4) 市納付金等の完納を確認すること。
- (5) 立会を要する道路掘削工事を伴う場合は、道路使用許可及び許可条件の写しを添付すること。
- (6) しゅん工図、内部参考図、その他水道事業管理者が必要と認める書類(施工写真・作業日報等)を添付すること。提出する書類等については、第1編 第8章 設計審査及び工事検査 2 工事検査を参照すること

～次項省略～

第9章 工事検査

1. 検査申込

指定工事業者は、申込工事について必ず工事検査を受けなければならないが、あらかじめ工事の適否を確認するため、自主検査をおこない不適合部分のないことの確認をしておかなければならない。

工事が完成したとき、もしくは水道事業管理者の立会施工を必要とするとき、または既済部分の確認を求めるときは、その都度検査申込書(書式19)または検査予約連絡票(堺市上下水道局ホームページ参照)により工事検査の申込をしなければならない。

なお、検査予約連絡票は、水道事業管理者が工事検査の一部を委託している委託業者に検査申込を行うにあたり使用するものとする。

検査申込書及び検査予約連絡票は、次に示す事項に留意し提出すること。

- (1) 検査申込書は、申込日・指定工事業者名、工事検査に立会う主任技術者名を記入すること。
- (2) 検査を受けようとする給水装置工事申込書の承認番号・工事場所・工事申込者・検査希望日等を記入すること。
- (3) 検査申込書は、検査希望日から局の5営業日前までに給排水設備課に提出すること。

検査予約連絡票は、検査希望日から局の5営業日前までに委託業者に提出すること。(FAXでも可とする。)

- (4) 市納付金等の完納を確認すること。
- (5) 立会を要する道路掘削工事を伴う場合は、道路使用許可及び許可条件の写しを添付すること。
- (6) しゅん工図、内部参考図、その他水道事業管理者が必要と認める書類(施工写真・作業日報等)を原則、工事検査申込時に窓口に提出すること。提出する書類等については、第1編 第8章 設計審査及び工事検査 2 工事検査を参照すること。

～次項省略～

様式第1号

<input type="checkbox"/> 給水装置工事申込書 <input type="checkbox"/> 排水設備計画確認申請書 令和 年 月 日 堺市上下水道事業管理者 殿 (工事場所) 堺市 区 ①申込者 住所 〒 (フリガナ) 氏名(社名) (フリガナ) (代表者名) TEL 次のとおり、堺市水道事業給水条例第11条の規定により申込みを行います。 なお、加入金並びに設計審査手数料及び工事検査手数料については、同条例を契約の内容とすることに同意します。又、堺市下水道条例第4条の規定により確認を申請します。	本件、供覧します。 文書分類記号 W0303・W0305 戸数図ページ
	課長 課長補佐 係長 審査 記業者
収受日 供覧日	給水 受付番号 承認番号 排水 受付番号 排水設備番号 廃止番号
給水装置計画 装置栓種 1 専用栓 2 工事用付専用栓 3 臨時栓 4 貯水槽の下流側の給水設備 5 給水管 6 消火栓 工事種類 1 新設 2 改造 3 増設 4 撤去 5 その他	
②指定給水装置工事事業者及び指定排水設備工事事業者 指定番号 給水装置 排水設備 事業所名 代表者名 TEL	給水方式 1 直結直圧 2 貯水槽 3 3・4階直結直圧 4 直結増圧 メーター (給水管) φ mm 個(分所) φ mm 個(分所)
給水装置工事主任技術者及び排水設備工事責任技術者 主任技術者交付番号 責任技術者登録番号 氏名	建物の種類 1 住宅 2 店舗住宅併用 3 非住宅() 建物の規模 棟 戸 階
市納付金の支払者は原則として申込者です。都合により申込者以外が支払う場合は、下欄③～⑤に記入してください。 注意 支払者が工事申込者の場合、下欄は記入不要です。	工事用のメーター口径 φ mm 栓 工事用の給水装置 お客様番号 (既設装置) 口径 φ 工事用水使用期間 使用開始日から 小月
③加入金支払者 住所 〒 (フリガナ) 氏名(社名) (フリガナ) (代表者名) TEL	建築確認 第 号 事前協議番号 第 号 納付書送付先 ① ③ ④ 留置
④その他の市納付金支払者 住所 〒 (フリガナ) 氏名(社名) (フリガナ) (代表者名) TEL	排水設備計画 居住者名 お客様番号 町名 画 家 抜 工事種別 1 新設 2 改造(くみ取り 浄化槽) 3 増設 4 その他() 建物用途 1 住宅 2 事業所() 3 その他() 所有区分 1 自家 2 借家 3 貸家
⑤水道料金支払者 住所 〒 (フリガナ) 氏名(社名) (フリガナ) (代表者名) TEL	排除方式 1 合流 (雨水放流先) 2 分流 (雨水放流先) 雨水ます・側溝・水路等・その他() 戸数 戸 居住者数 人 敷地面積 m ² 排除汚水 1 水道 2 井戸 3 その他() 備考 工事(しゅん工)検査予定日 令和 . .

～次項省略～

様式第1号

<input type="checkbox"/> 給水装置工事申込書 <input type="checkbox"/> 排水設備計画確認申請書 令和 年 月 日 堺市上下水道事業管理者 殿 (工事場所) 堺市 区 ①申込者 住所 〒 (フリガナ) 氏名(社名) (フリガナ) (代表者名) TEL 次のとおり、堺市水道事業給水条例第11条の規定により申込みを行います。 なお、加入金並びに設計審査手数料及び工事検査手数料については、同条例を契約の内容とすることに同意します。又、堺市下水道条例第4条の規定により確認を申請します。	本件、供覧します。 文書分類記号 W0303・W0305
	課長 課長補佐 係長 審査 記業者
収受日 供覧日	給水 受付番号 承認番号 排水 受付番号 排水設備番号 廃止番号
給水装置計画 装置栓種 1 専用栓 2 工事用付専用栓 3 臨時栓 4 貯水槽の下流側の給水設備 5 給水管 6 消火栓 工事種類 1 新設 2 改造 3 増設 4 撤去 5 その他	
②指定給水装置工事事業者及び指定排水設備工事事業者 指定番号 給水装置 排水設備 事業所名 代表者名 TEL	給水方式 1 直結直圧 2 貯水槽 3 3・4階直結直圧 4 直結増圧 メーター (給水管) φ mm 個(分所) φ mm 個(分所)
給水装置工事主任技術者及び排水設備工事責任技術者 主任技術者交付番号 責任技術者登録番号 氏名	建物の種類 1 住宅 2 店舗住宅併用 3 非住宅() 建物の規模 棟 戸 階
市納付金の支払者は原則として申込者です。都合により申込者以外が支払う場合は、下欄③～⑤に記入してください。 注意 支払者が工事申込者の場合、下欄は記入不要です。	工事用のメーター口径 φ mm 栓 工事用の給水装置 お客様番号 (既設装置) 口径 φ 工事用水使用期間 使用開始日から 小月
③加入金支払者 住所 〒 (フリガナ) 氏名(社名) (フリガナ) (代表者名) TEL	建築確認 第 号 事前協議番号 第 号 納付書送付先 ① ③ ④ 留置
④その他の市納付金支払者 住所 〒 (フリガナ) 氏名(社名) (フリガナ) (代表者名) TEL	排水設備計画 居住者名 お客様番号 町名 画 家 抜 工事種別 1 新設 2 改造(くみ取り 浄化槽) 3 増設 4 その他() 建物用途 1 住宅 2 事業所() 3 その他() 所有区分 1 自家 2 借家 3 貸家
⑤水道料金支払者 住所 〒 (フリガナ) 氏名(社名) (フリガナ) (代表者名) TEL	排除方式 1 合流 (雨水放流先) 2 分流 (雨水放流先) 雨水ます・側溝・水路等・その他() 戸数 戸 居住者数 人 敷地面積 m ² 排除汚水 1 水道 2 井戸 3 その他() 備考 工事(しゅん工)検査予定日 令和 . .

～次項省略～

様式第1号

<input checked="" type="checkbox"/> 給水装置工事申込書 <input type="checkbox"/> 排水設備計画確認申請書 令和〇〇年 〇月〇〇日 堺市上下水道事業管理者 殿 (工事場所) 堺市 北区 百舌鳥梅北町 1丁39-2 ①申込者 住所 〒 591-8031 堺市 北区 百舌鳥梅北町 1丁39-2 (フリガナ) サカイ タロウ 氏名(社名) 堺 太郎 (フリガナ) (代表者名) TEL 072-000-1132 次のとおり、堺市水道事業給水条例第11条の規定により申込みを行います。 なお、加入金並びに設計審査手数料及び工事検査手数料については、同条例を契約の内容とすることに同意します。又、堺市下水道条例第4条の規定により確認を申請します。		本件、供覧します。 文書分類記号 W0303-W0305 戸番別ページ 課長 課長補佐 係長 審査 起案者 収受日 供覧日 給水 受付番号 承認番号 排水 受付番号 排水設備番号 廃止番号 給水装置計画 装置栓種 1 専用栓 ② 工事用付専用栓 3 臨時栓 4 貯水槽の下流側の給水設備 5 給水管 6 消火栓 工事種類 1 新設 ② 改造 3 増設 4 撤去 5 その他 給水方式 ① 直結直圧 2 貯水槽 3 3・4階直結直圧 4 直結増圧 メーター(給水管) φ 20 mm 1 個(小所) φ mm 個(小所) 建物の種類 ① 住宅 2 店舗住宅併用 3 非住宅() 建物の規模 1 棟 1 戸 2 階 工事用のメーター口径 φ 13 mm 1 栓 工事用の給水装置 お客様番号(既設装置) 0123-45-67-00 口径 φ 13 工事用水使用期間 使用開始日から 〇 か月 建築確認 第 〇〇〇〇 号 事前協議番号 第 〇〇〇 号 納付書送付先 ① ③ ④ 留前 排水設備計画 居住者名 お客様番号 町名 画 家 接 工事種別 1 新設 2 改造(くみ取り 浄化槽) 3 増設 4 その他() 建物用途 1 住宅 2 事業所() 3 その他() 所有区分 1 自家 2 借家 3 貸家 排除方式 1 合流 2 分流(雨水放流先) 雨水ます・側溝・水路等・その他() 戸数 戸 居住者数 人 敷地面積 m ² 排除汚水 1 水道 2 井戸 3 その他() 備考 工事(しゅん工)検査予定日 令和 〇〇 年 〇 月 〇 日
②指定給水装置工事事業者及び指定排水設備工事事業者 指定番号 指水装置 排水設備 事業所名 〇〇水道設備 代表者名 水道 三郎 TEL 072-000-0000 給水装置工事主任技術者及び排水設備工事責任技術者 主任技術者交付番号 責任技術者登録番号 氏名 給水 五郎 市納付金の支払者は原則として申込者です。都合により申込者以外が支払う場合は、下欄③～⑤に記入してください。 注意 支払者が工事申込者の場合、下欄は記入不要です。		
③加入金支払者 (フリガナ) 氏名(社名) (フリガナ) (代表者名) TEL	④その他の市納付金支払者 (フリガナ) 氏名(社名) (フリガナ) (代表者名) TEL	
⑤水道料金支払者 (フリガナ) 氏名(社名) (フリガナ) (代表者名) TEL		

～次項省略～

様式第1号

<input checked="" type="checkbox"/> 給水装置工事申込書 <input type="checkbox"/> 排水設備計画確認申請書 令和〇〇年 〇月〇〇日 堺市上下水道事業管理者 殿 (工事場所) 堺市 北区 百舌鳥梅北町 1丁39-2 ①申込者 住所 〒 591-8031 堺市 北区 百舌鳥梅北町 1丁39-2 (フリガナ) サカイ タロウ 氏名(社名) 堺 太郎 (フリガナ) (代表者名) TEL 072-000-1132 次のとおり、堺市水道事業給水条例第11条の規定により申込みを行います。 なお、加入金並びに設計審査手数料及び工事検査手数料については、同条例を契約の内容とすることに同意します。又、堺市下水道条例第4条の規定により確認を申請します。		本件、供覧します。 文書分類記号 W0303-W0305 課長 課長補佐 係長 審査 起案者 収受日 供覧日 給水 受付番号 承認番号 排水 受付番号 排水設備番号 廃止番号 給水装置計画 装置栓種 1 専用栓 ② 工事用付専用栓 3 臨時栓 4 貯水槽の下流側の給水設備 5 給水管 6 消火栓 工事種類 1 新設 ② 改造 3 増設 4 撤去 5 その他 給水方式 ① 直結直圧 2 貯水槽 3 3・4階直結直圧 4 直結増圧 メーター(給水管) φ 20 mm 1 個(小所) φ mm 個(小所) 建物の種類 ① 住宅 2 店舗住宅併用 3 非住宅() 建物の規模 1 棟 1 戸 2 階 工事用のメーター口径 φ 13 mm 1 栓 工事用の給水装置 お客様番号(既設装置) 0123-45-67-00 口径 φ 13 工事用水使用期間 使用開始日から 〇 か月 建築確認 第 〇〇〇〇 号 事前協議番号 第 〇〇〇 号 納付書送付先 ① ③ ④ 留前 排水設備計画 居住者名 お客様番号 町名 画 家 接 工事種別 1 新設 2 改造(くみ取り 浄化槽) 3 増設 4 その他() 建物用途 1 住宅 2 事業所() 3 その他() 所有区分 1 自家 2 借家 3 貸家 排除方式 1 合流 2 分流(雨水放流先) 雨水ます・側溝・水路等・その他() 戸数 戸 居住者数 人 敷地面積 m ² 排除汚水 1 水道 2 井戸 3 その他() 備考 工事(しゅん工)検査予定日 令和 〇〇 年 〇 月 〇 日
②指定給水装置工事事業者及び指定排水設備工事事業者 指定番号 指水装置 排水設備 事業所名 〇〇水道設備 代表者名 水道 三郎 TEL 072-000-0000 給水装置工事主任技術者及び排水設備工事責任技術者 主任技術者交付番号 責任技術者登録番号 氏名 給水 五郎 市納付金の支払者は原則として申込者です。都合により申込者以外が支払う場合は、下欄③～⑤に記入してください。 注意 支払者が工事申込者の場合、下欄は記入不要です。		
③加入金支払者 (フリガナ) 氏名(社名) (フリガナ) (代表者名) TEL	④その他の市納付金支払者 (フリガナ) 氏名(社名) (フリガナ) (代表者名) TEL	
⑤水道料金支払者 (フリガナ) 氏名(社名) (フリガナ) (代表者名) TEL		

～次項省略～

※別紙図面の場合はA版サイズで提出のこと

平面図(給水装置) ※方位、縮尺記入のこと。

戸番図ページ番号 - -

給水管・給水用具は省令で定める性能基準適合品を使用します。

～次項省略～

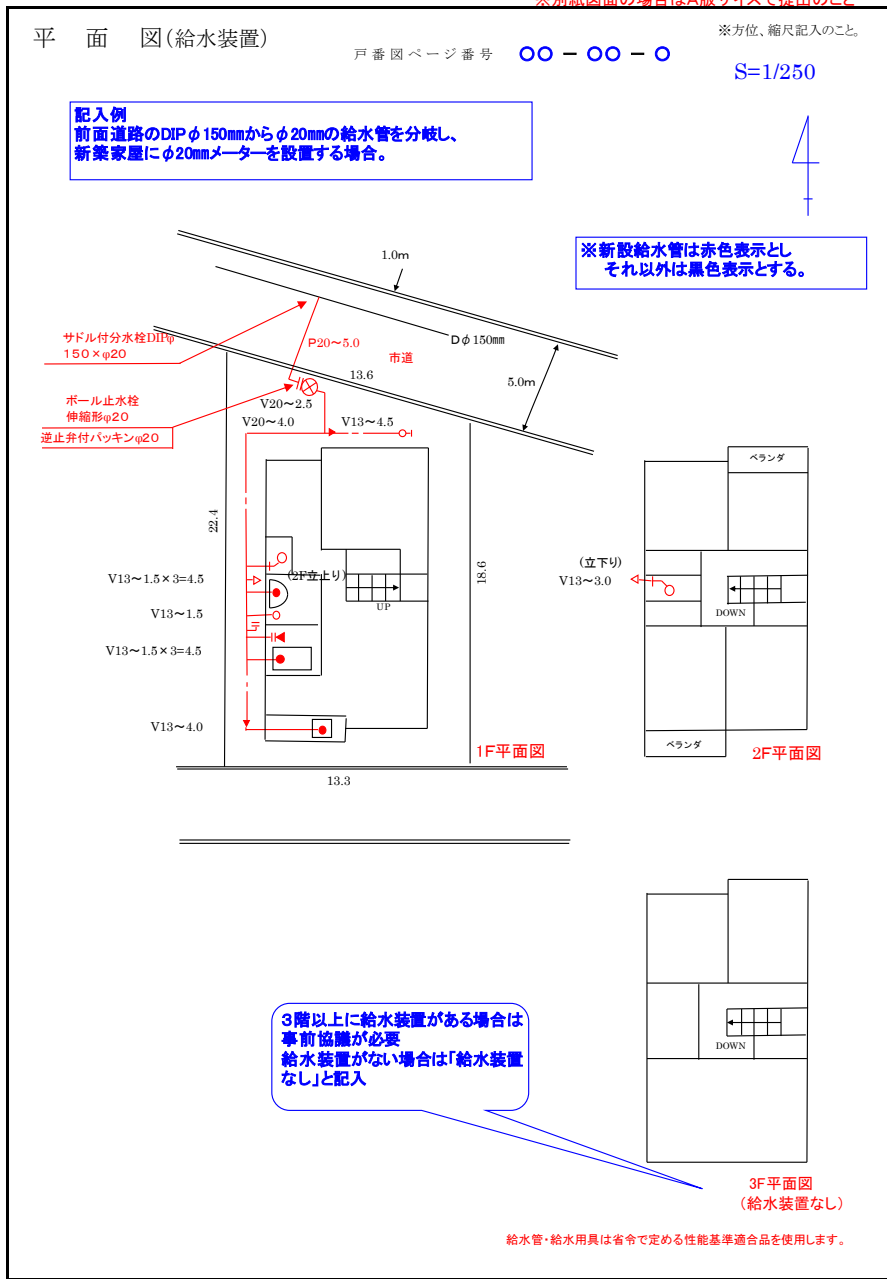
※別紙図面の場合はA版サイズで提出のこと

平面図(給水装置) ※方位、縮尺記入のこと。

給水管・給水用具は省令で定める性能基準適合品を使用します。

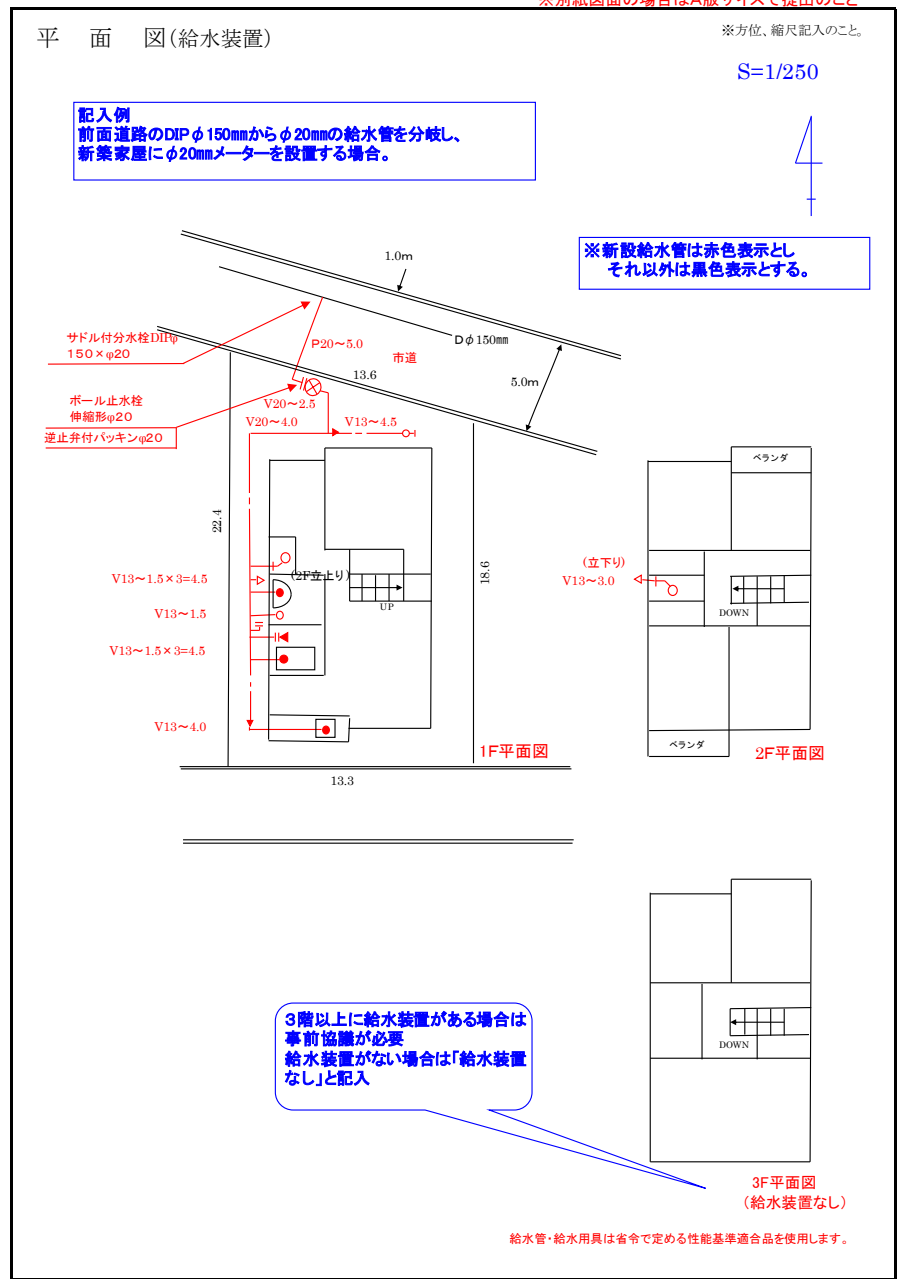
～次項省略～

※別紙図面の場合はA版サイズで提出のこと



～次項省略～

※別紙図面の場合はA版サイズで提出のこと



～次項省略～

承認番号 -

口座振替依頼書

令和 年 月 日

堺市上下水道事業管理者 殿

(工事申込者) 住 所

フリガナ
氏 名
(社名)
フリガナ

(代表者名)

(支 払 者)

住 所
フリガナ
氏 名
(社名)
フリガナ

(代表者名)

TEL

上下水道局からの還付金は、下記金融機関の預金口座へ振込してください。

記

振 込 先	銀行				支店
預金種別	普通	当座	貯蓄	口座番号	
フリガナ					
口座名義					

※口座名義は、支払者と同一名義の口座にしてください。

※記入もれや、内容に不備のあるときは、還付できない場合がありますので、正確に記入してください。

～次項省略～

承認番号 -

口座振替依頼書

令和 年 月 日

堺市上下水道事業管理者 殿

(工事申込者) 住 所

フリガナ
氏 名
(社名)
フリガナ

(代表者名)

(支 払 者)

住 所
フリガナ
氏 名
(社名)
フリガナ

(代表者名)

TEL

上下水道局からの還付金は、下記金融機関の預金口座へ振込してください。

記

	銀行コード				支店コード			
振 込 先	銀行				支店			
預金種別	普通	当座	貯蓄	口座番号				
フリガナ								
口座名義								

※口座名義は、支払者と同一名義の口座にしてください。

※記入もれや、内容に不備のあるときは、還付できない場合がありますので、正確に記入してください。

～次項省略～

※還付金が発生する場合に提出すること。

- ・臨時栓の加入金 (必須)
- ・設計変更 (必要に応じて)
- ・申請の取下げ (必要に応じて)

記入例 (書式 6)

承認番号 -

口座振替依頼書

令和〇〇年 〇〇月 〇〇日

堺市上下水道事業管理者 殿

(工事申込者) 住所 堺市 〇〇区 〇〇町 〇〇番 〇〇号

フリガナ サカイ タロウ
 氏名
 (社名) 堺 太郎
 フリガナ

(代表者名) _____

(支払者) 住所 堺市 〇〇区 〇〇町 〇〇番 〇〇号

フリガナ サカイ タロウ
 氏名
 (社名) 堺 太郎
 フリガナ

(代表者名) _____

TEL 〇〇〇-〇〇〇〇

上下水道局からの還付金は、下記金融機関の預金口座へ振込してください。

記

振込先	〇〇 銀行			〇〇 支店
預金種別	普通	当座	貯蓄	口座番号 〇〇〇〇
フリガナ	サカイ タロウ			
口座名義	堺 太郎			

※口座名義は、支払者と同一名義の口座にしてください。

※記入もれや、内容に不備のあるときは、還付できない場合がありますので、正確に記入してください。

～次項省略～

※還付金が発生する場合に提出すること。

- ・臨時栓の加入金 (必須)
- ・設計変更 (必要に応じて)
- ・申請の取下げ (必要に応じて)

記入例 (書式 6)

承認番号 -

口座振替依頼書

令和〇〇年 〇〇月 〇〇日

堺市上下水道事業管理者 殿

(工事申込者) 住所 堺市 〇〇区 〇〇町 〇〇番 〇〇号

フリガナ サカイ タロウ
 氏名
 (社名) 堺 太郎
 フリガナ

(代表者名) _____

(支払者) 住所 堺市 〇〇区 〇〇町 〇〇番 〇〇号

フリガナ サカイ タロウ
 氏名
 (社名) 堺 太郎
 フリガナ

(代表者名) _____

TEL 〇〇〇-〇〇〇〇

上下水道局からの還付金は、下記金融機関の預金口座へ振込してください。

記

	銀行コード	〇	〇	〇	〇	支店コード	〇	〇	〇
振込先	〇〇 銀行			〇〇 支店					
預金種別	普通	当座	貯蓄	口座番号	〇〇〇〇				
フリガナ	サカイ タロウ								
口座名義	堺 太郎								

※口座名義は、支払者と同一名義の口座にしてください。

※記入もれや、内容に不備のあるときは、還付できない場合がありますので、正確に記入してください。

～次項省略～

増圧給水設備等設置猶予誓約書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

堺市上下水道事業管理者 殿

工事申込者 〒〇〇〇-〇〇〇〇
住 所 堺市〇〇区〇〇町〇〇番〇〇号

※事前協議で提出書類となった
場合に提出すること。

氏 名 堺 太 郎
(社名・代表者名)

TEL〇〇〇-〇〇〇〇

工事場所 堺市〇〇区〇〇町〇〇番〇〇号

今般、上記場所において直結増圧方式により増圧給水設備を設置するところではありますが、現有水圧をもって直圧給水が可能のため、暫定的に増圧給水設備の設置を猶予し直圧給水を認めていただきたく、下記の事項について誓約します。

記

- 1 増圧給水設備を猶予した当該給水装置の一部において、増圧給水設備を設置しないことに起因して給水に支障が生じて、上下水道局に対して異議・要求は一切いたしません。
- 2 当該給水装置が増圧給水設備を設置しないことに起因して、給水に支障が生じた場合又は生じるおそれがある場合、又は配水管の水圧その他の事情により、給水上に支障が生じた場合は、あらかじめ確保しているスペースを利用して、ただちに増圧給水設備を設置します。また、制限給水時、事故時、水道施設の工事等により一時的な断水や水圧低下に伴う出水不良が発生した場合は、共用の給水栓を使用します。
- 3 増圧給水設備を設置するにあたっては、事前に上下水道局へ給水装置工事の事前協議及び改造申込みを行います。
- 4 増圧給水設備が設置されていないことに起因する給水の支障及びこれに伴う損害並びに増圧給水設備の設置が必要となった場合については、上下水道局に対して責任を問いません。
- 5 前各項の誓約事項について、使用者等に周知徹底させ、増圧給水設備を設置しないことに起因する紛争等について、当事者間で解決し、上下水道局に対して迷惑をかけません。
- 6 第三者への譲渡及び使用者等が変更した場合は、増圧給水設備の設置が猶予されていること及びこれら誓約事項について十分説明し、継承します。

～次項省略～

備等設置猶予誓約書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

堺市上下水道事業管理者 殿

工事申込者 〒〇〇〇-〇〇〇〇
住 所 堺市〇〇区〇〇町〇〇番〇〇号

※事前協議で提出書類となった
場合に提出すること。

氏 名 堺 太 郎
(社名・代表者名)

TEL〇〇〇-〇〇〇〇

工事場所 堺市〇〇区〇〇町〇〇番〇〇号

今般、上記場所において直結増圧方式により増圧給水設備を設置するところではありますが、現有水圧をもって直圧給水が可能のため、暫定的に増圧給水設備の設置を猶予し直圧給水を認めていただきたく、下記の事項について誓約します。

記

- 1 増圧給水設備を猶予した当該給水装置の一部において、増圧給水設備を設置しないことに起因して給水に支障が生じて、上下水道局に対して異議・要求は一切いたしません。
- 2 当該給水装置が増圧給水設備を設置しないことに起因して、給水に支障が生じた場合又は生じるおそれがある場合、又は配水管の水圧その他の事情により、給水上に支障が生じた場合は、あらかじめ確保しているスペースを利用して、ただちに増圧給水設備を設置します。また、制限給水時、事故時、水道施設の工事等により一時的な断水や水圧低下に伴う出水不良が発生した場合は、共用の給水栓を使用します。
- 3 増圧給水設備を設置するにあたっては、事前に上下水道局へ給水装置工事の事前協議及び改造申込みを行います。
- 4 増圧給水設備が設置されていないことに起因する給水の支障及びこれに伴う損害並びに増圧給水設備の設置が必要となった場合については、上下水道局に対して責任を問いません。
- 5 前各項の誓約事項について、使用者等に周知徹底させ、増圧給水設備を設置しないことに起因する紛争等について、当事者間で解決し、上下水道局に対して迷惑をかけません。
- 6 第三者への譲渡及び使用者等が変更した場合は、増圧給水設備の設置が猶予されていること及びこれら誓約事項について十分説明し、継承します。

～次項省略～

譲渡申出書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

堺市上下水道事業管理者 殿

※上下水道局への譲渡管がある場合に提出すること。

申出者 住所 堺市〇〇区〇〇町〇〇番〇〇号

氏名 堺 太郎
(社名・代表者名)

TEL 〇〇〇-〇〇〇〇

堺市水道事業給水条例施行規程第2条第2項に基づく上下水道局との事前協議で承認を得た私が施工する給水装置工事のうち、下記のとおり水道施設相当部分を譲渡することを申し出ます。

なお、譲渡後は、次の各事項について誓約します。

- 1 当該水道施設相当部分を無償で譲渡します。
- 2 譲渡部分の所有権に関しては、今後一切異議申立てを行いません。
- 3 上下水道局が施工する水道工事における私有地掘削及び土地占用について承諾します。また、私有地に係る占用料は請求しません。
- 4 当該水道施設相当部分が設置されている私有地を第三者に譲渡する際には当該水道施設相当部分を上下水道局に譲渡していること及びこの遵守事項を譲受人に対し必ず継承します。
- 5 しゅん工後2年間は、当該水道施設相当部分に瑕疵があった場合の修補を行います。

記

1. 設置場所 堺市 〇〇区〇〇町〇〇番〇〇号
(別紙位置図のとおり)

2. 譲渡内容 別紙しゅん工図朱書きの部分のとおり
(引込給水管部分除く)
(協議番号 〇〇-〇〇〇)
(承認番号 -)

～次項省略～

譲渡申出書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

堺市上下水道事業管理者 殿

※上下水道局への譲渡管がある場合に提出すること。

申出者 住所 堺市〇〇区〇〇町〇〇番〇〇号

氏名 堺 太郎
(社名・代表者名)

TEL 〇〇〇-〇〇〇〇

堺市水道事業給水条例施行規程第2条第2項に基づく上下水道局との事前協議で承認を得た私が施工する給水装置工事のうち、下記のとおり水道施設相当部分を譲渡することを申し出ます。

なお、譲渡後は、次の各事項について誓約します。

- 1 当該水道施設相当部分を無償で譲渡します。
- 2 譲渡部分の所有権に関しては、今後一切異議申立てを行いません。
- 3 上下水道局が施工する水道工事における私有地掘削及び土地占用について承諾します。また、私有地に係る占用料は請求しません。
- 4 当該水道施設相当部分が設置されている私有地を第三者に譲渡する際には当該水道施設相当部分を上下水道局に譲渡していること及びこの誓約事項を譲受人に対し必ず継承します。
- 5 しゅん工後2年間は、当該水道施設相当部分に瑕疵があった場合の修補を行います。

記

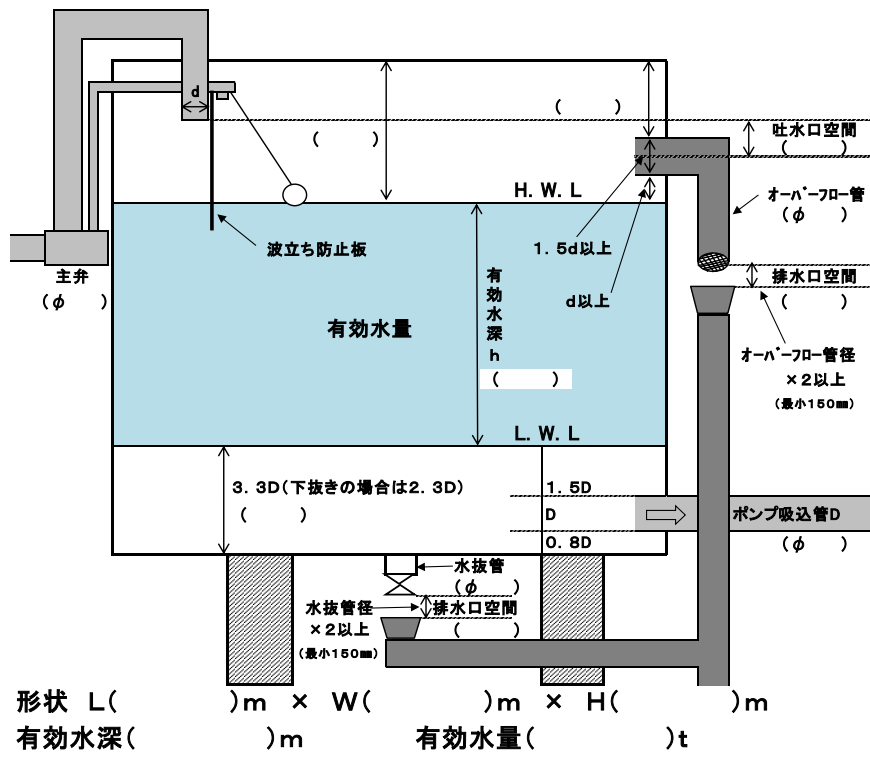
1. 設置場所 堺市 〇〇区〇〇町〇〇番〇〇号
(別紙位置図のとおり)

2. 譲渡内容 別紙しゅん工図朱書きの部分のとおり
(引込給水管部分除く)
(協議番号 〇〇-〇〇〇)
(承認番号 -)

～次項省略～

貯水槽断面図(差圧式)

ボールタップ	ロー基	ロニ基(同時作動)	ロニ基(交互作動)
パイロット部	ロホ-ルタップ	ロ電磁弁	ロホ-ルタップ・電磁弁



形状 L()m × W()m × H()m
 有効水深()m 有効水量()t

吐水口空間

φ30mm以上の場合

区分	壁からの離れ B	越流面から吐水口の最下端までの垂直距離 A 単位mm	
		1. 7d+5以上	該当するものにチェックをつけてください
近接壁の影響がない場合	3D以下	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	3Dを超え5D以下	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	5Dを超えるもの	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	4D以下	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	4Dを超え6D以下	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	6Dを超え7D以下	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
近接壁の影響がある場合	7Dを超えるもの	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

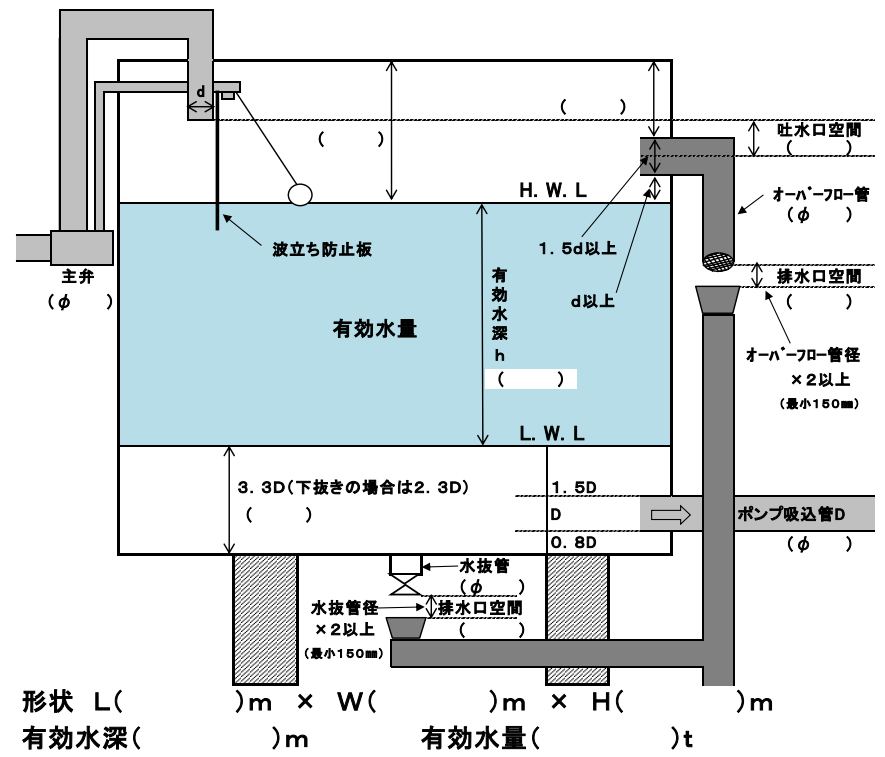
※備考 D:吐水口の口径 d:有効開口の内径

詳細は堺市上下水道局ホームページの給水装置工事施行指針を確認してください。

～次項省略～

貯水槽断面図(差圧式)

ボールタップ	ロー基	ロニ基(同時作動)	ロニ基(交互作動)
パイロット部	ロホ-ルタップ	ロ電磁弁	ロホ-ルタップ・電磁弁



形状 L()m × W()m × H()m
 有効水深()m 有効水量()t

吐水口空間

φ30mm以上の場合

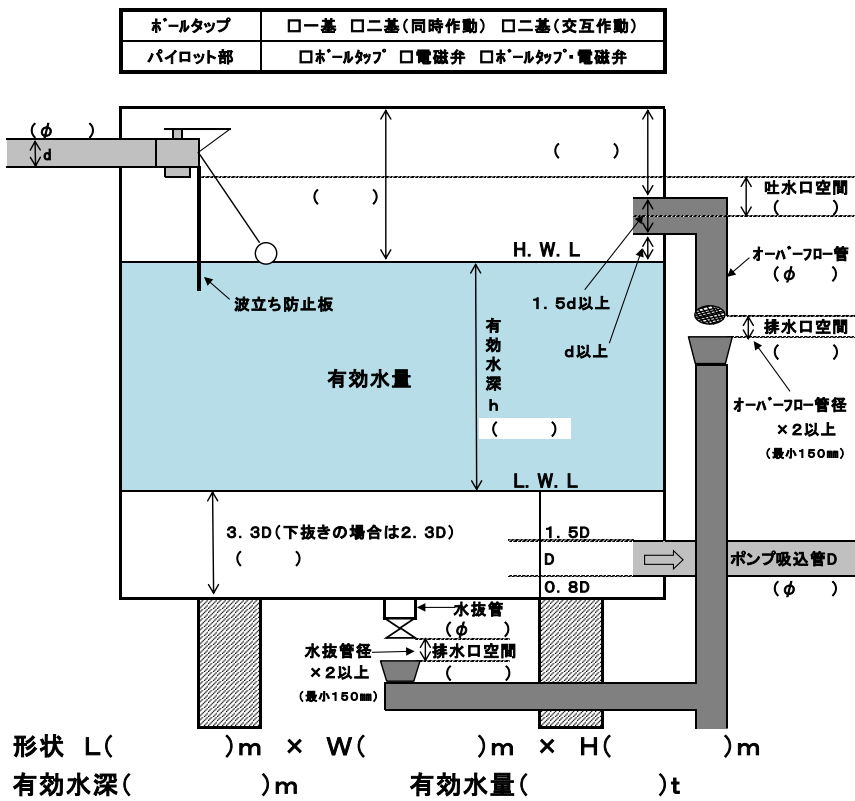
区分	壁からの離れ B	越流面から吐水口の最下端までの垂直距離 A 単位mm	
		1. 7d'+5以上	該当するものにチェックをつけてください
近接壁の影響がない場合	3d以下	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	3dを超え5d以下	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	5dを超えるもの	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	4d以下	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	4dを超え6d以下	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	6dを超え7d以下	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
近接壁の影響がある場合	7dを超えるもの	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

※備考 d:吐水口の口径 d':有効開口の内径

詳細は堺市上下水道局ホームページの給水装置工事施行指針を確認してください。

～次項省略～

貯水槽断面図(複式)



吐水口空間

φ30mm以上の場合

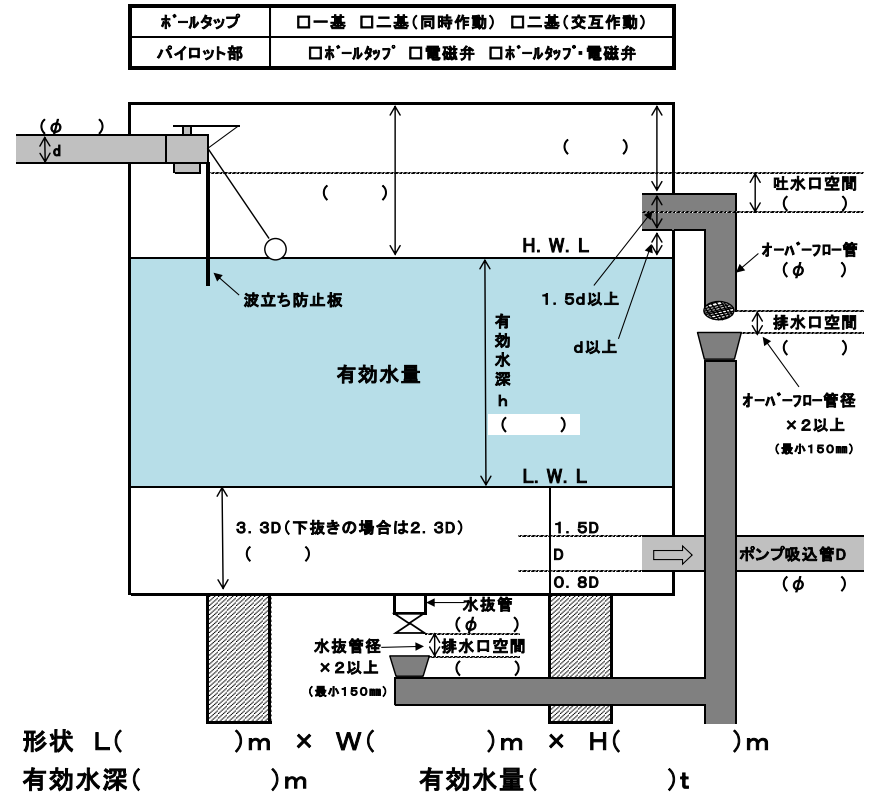
区分	壁からの離れ B	越流面から吐水口の最下端までの垂直距離 A 単位mm		該当するものにチェックをつけてください
		1. 7d+5以上	3. 0d以上	
近接壁の影響がない場合				
近接壁の影響がある場合	近接壁1面の場合	3D以下	3. 0d以上	<input type="checkbox"/>
		3Dを超え5D以下	2. 0d+5以上	<input type="checkbox"/>
		5Dを超えるもの	1. 7d+5以上	<input type="checkbox"/>
	近接壁2面の場合	4D以下	3. 5d以上	<input type="checkbox"/>
		4Dを超え6D以下	3. 0d以上	<input type="checkbox"/>
		6Dを超え7D以下	2. 0d+5以上	<input type="checkbox"/>
7Dを超えるもの	1. 7d+5以上	<input type="checkbox"/>		

※備考 D:吐水口の口径 d:有効開口の口径

詳細は堺市上下水道局ホームページの給水装置工事施行指針を確認してください。

～次項省略～

貯水槽断面図(複式)



吐水口空間

φ30mm以上の場合

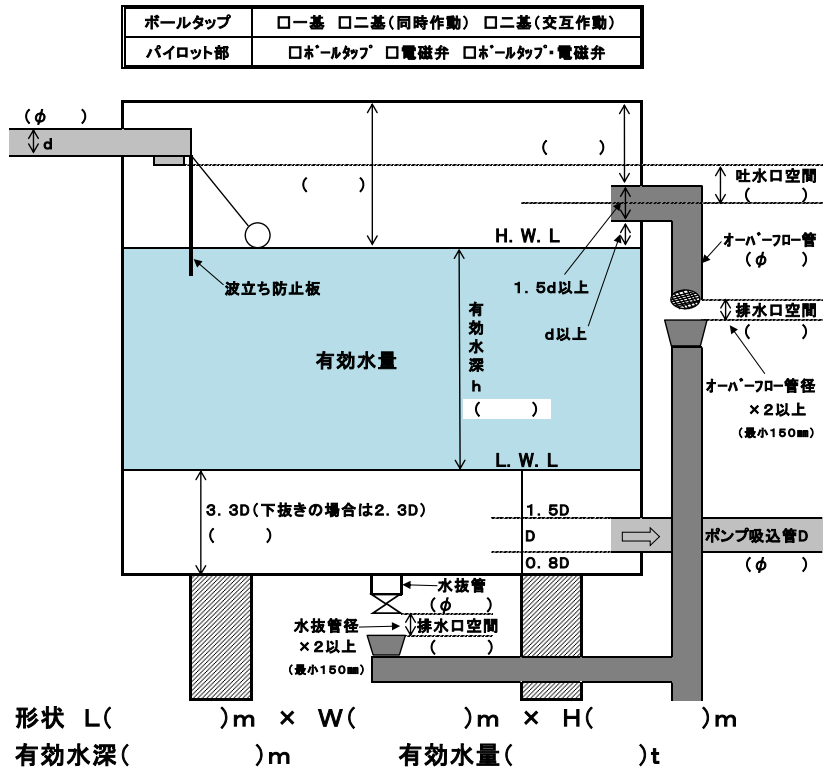
区分	壁からの離れ B	越流面から吐水口の最下端までの垂直距離 A 単位mm		該当するものにチェックをつけてください
		1. 7d'+5以上	3. 0d'+5以上	
近接壁の影響がない場合				
近接壁の影響がある場合	近接壁1面の場合	3d以下	3. 0d'+5以上	<input type="checkbox"/>
		3dを超え5D以下	2. 0d'+5以上	<input type="checkbox"/>
		5Dを超えるもの	1. 7d'+5以上	<input type="checkbox"/>
	近接壁2面の場合	4d以下	3. 5d'+5以上	<input type="checkbox"/>
		4dを超え6D以下	3. 0d'+5以上	<input type="checkbox"/>
		6dを超え7D以下	2. 0d'+5以上	<input type="checkbox"/>
7dを超えるもの	1. 7d'+5以上	<input type="checkbox"/>		

※備考 d:吐水口の口径 d':有効開口の口径

詳細は堺市上下水道局ホームページの給水装置工事施行指針を確認してください。

～次項省略～

貯水槽断面図(単式)



吐水口空間

φ30mm以上の場合

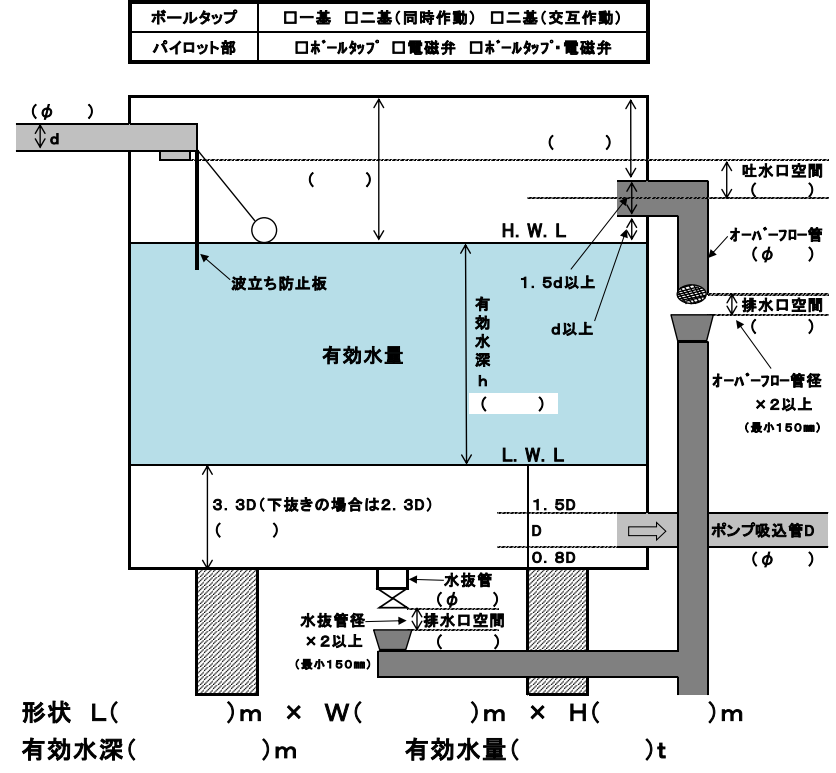
区分	壁からの離れ B	越流面から吐水口の最下端までの垂直距離 A 単位mm		該当するものにチェックをつけてください	
		1. 7d+5以上	3. 0d以上		
近接壁の影響がない場合	3D以下	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	3Dを超え5D以下	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	5Dを超えるもの	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	近接壁の影響がある場合	4D以下	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		4Dを超え6D以下	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		6Dを超えるもの	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

※備考 D:吐水口の口径 d:有効開口の内径

詳細は堺市上下水道局ホームページの給水装置工事施行指針を確認してください。

～次項省略～

貯水槽断面図(単式)



吐水口空間

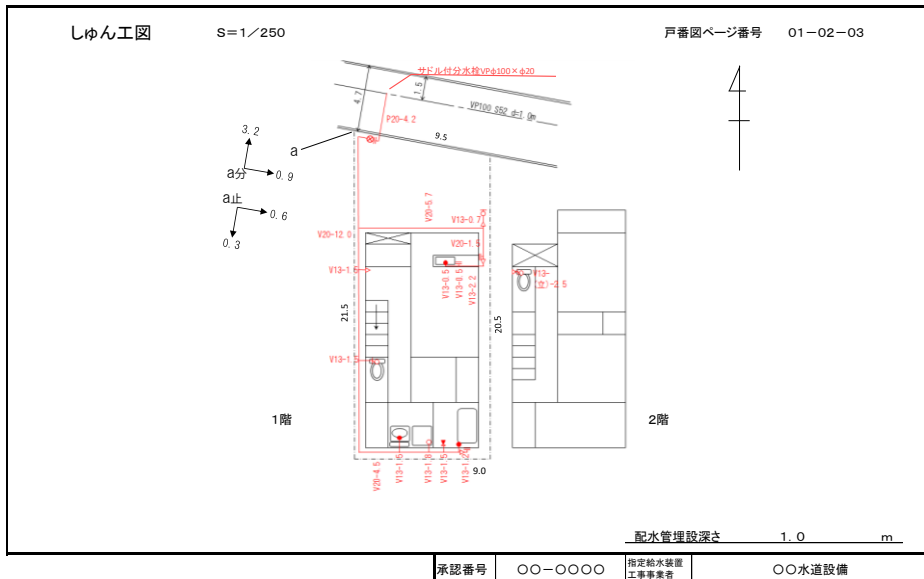
φ30mm以上の場合

区分	壁からの離れ B	越流面から吐水口の最下端までの垂直距離 A 単位mm		該当するものにチェックをつけてください	
		1. 7d'+5以上	3. 0d'+5以上		
近接壁の影響がない場合	3d以下	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	3dを超え5D以下	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	5dを超えるもの	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	近接壁の影響がある場合	4d以下	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		4dを超え6d以下	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		6dを超えるもの	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

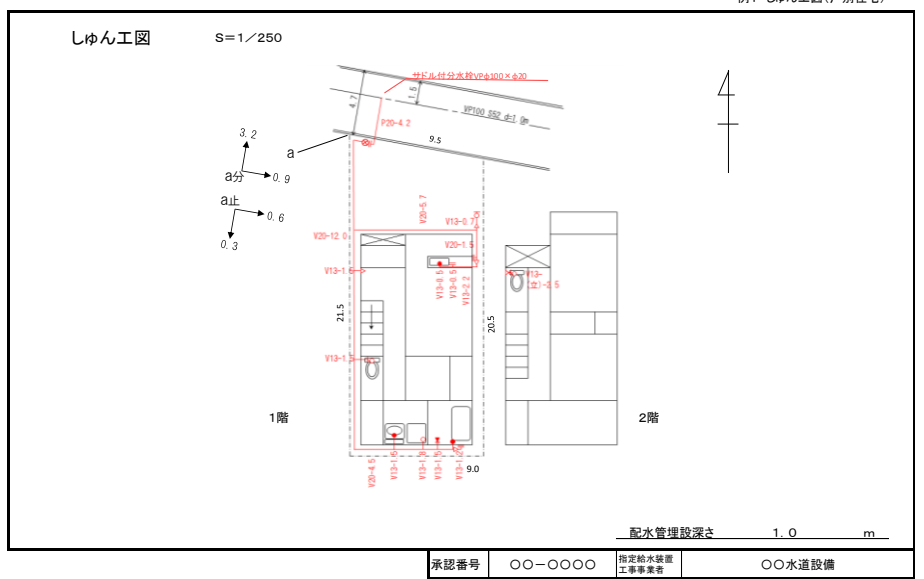
※備考 d:吐水口の口径 d':有効開口の内径

詳細は堺市上下水道局ホームページの給水装置工事施行指針を確認してください。

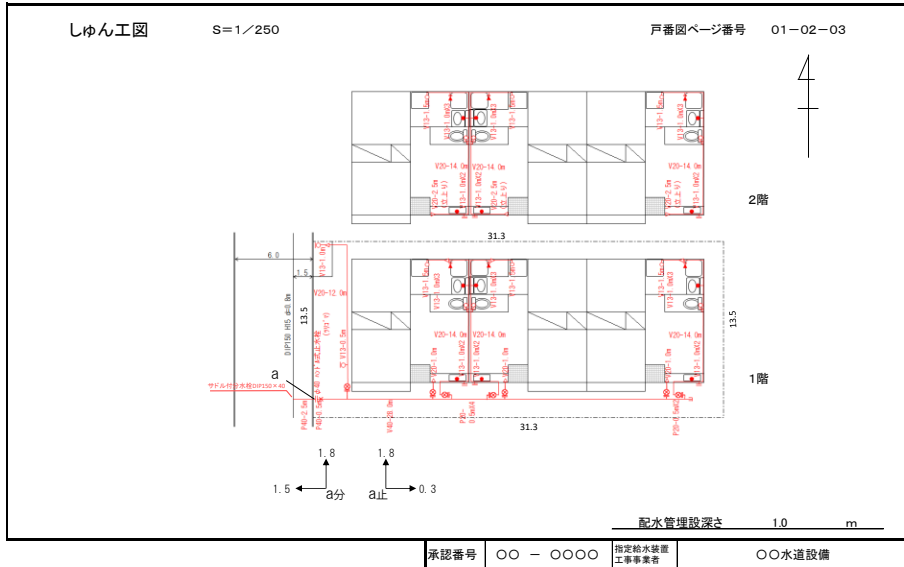
～次項省略～



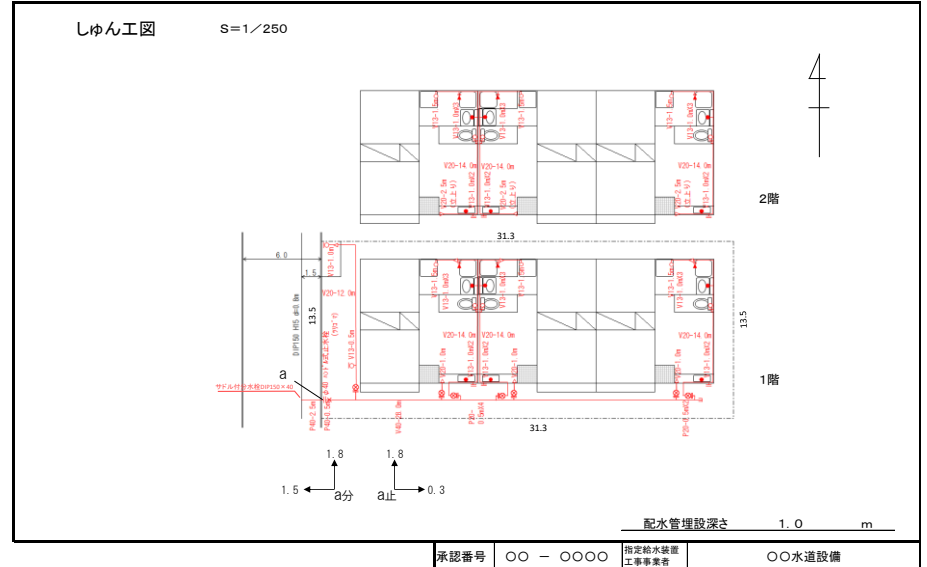
～次項省略～



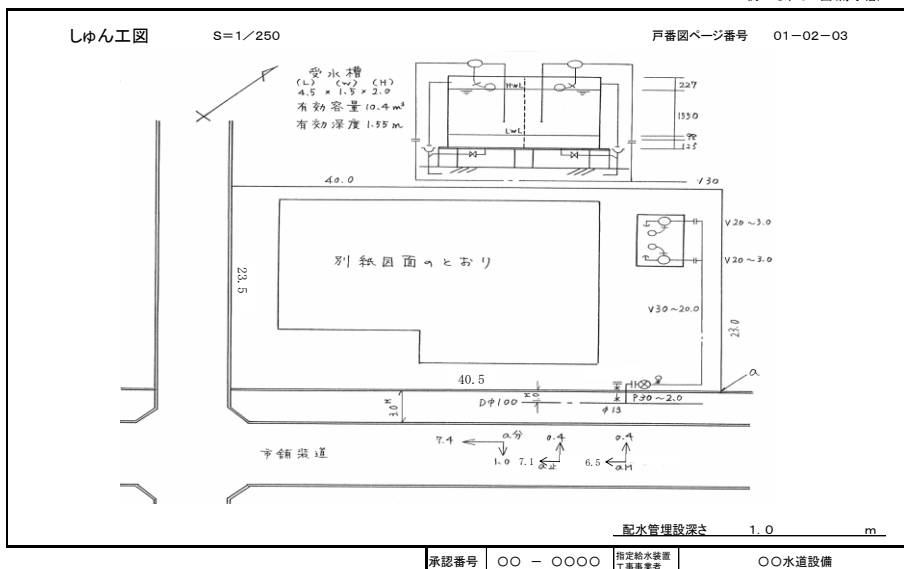
～次項省略～



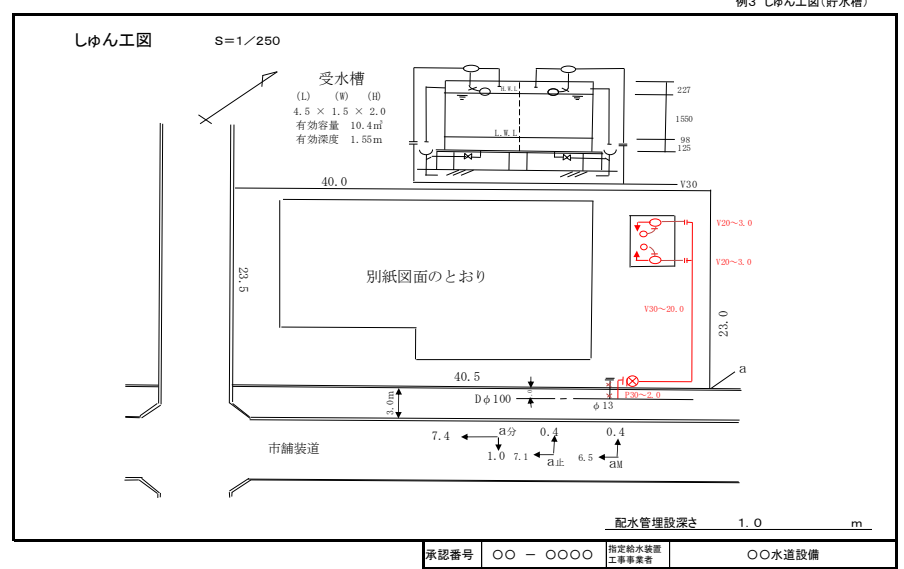
～次項省略～



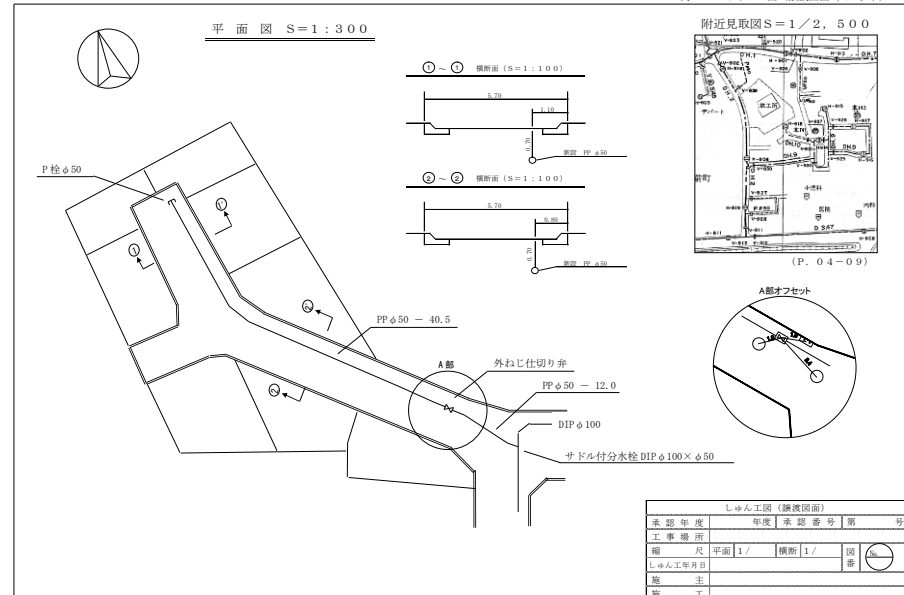
～次項省略～



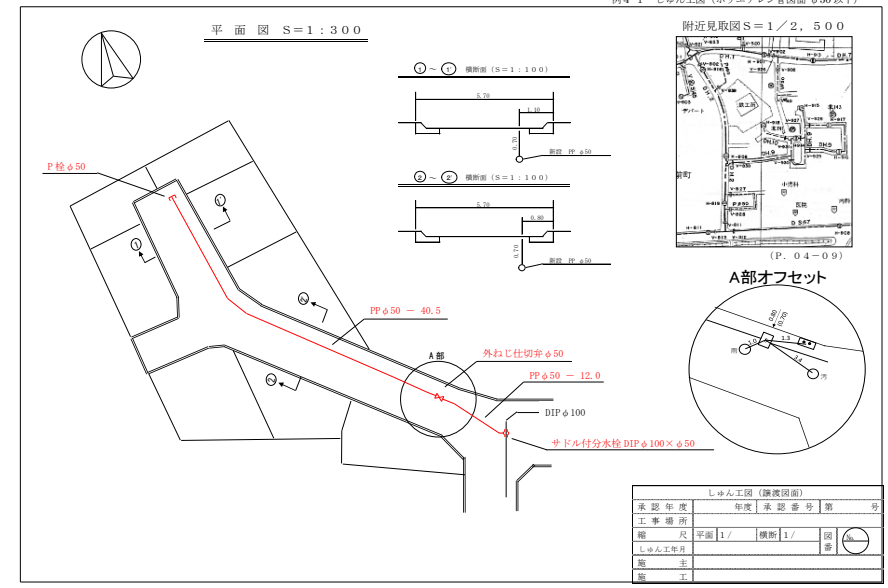
～次項省略～



～次項省略～



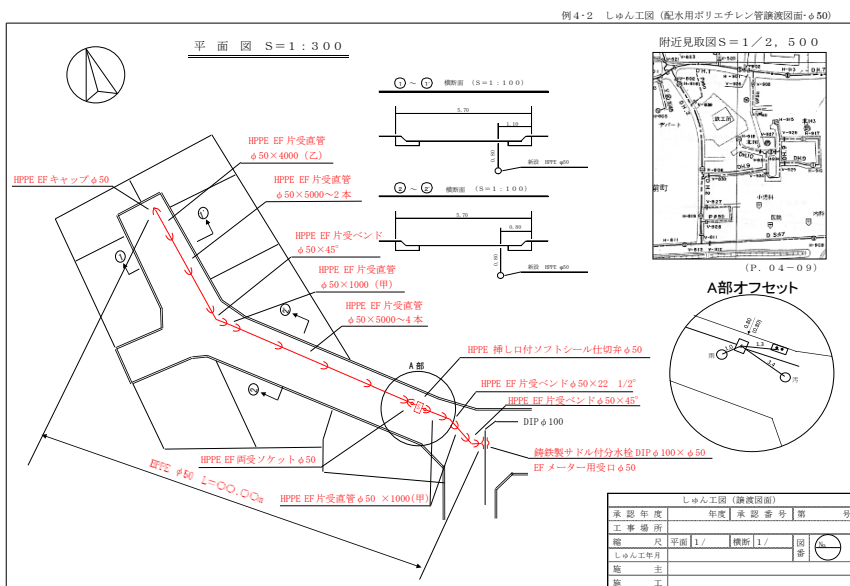
～次項省略～



～次項省略～

(頁無し)

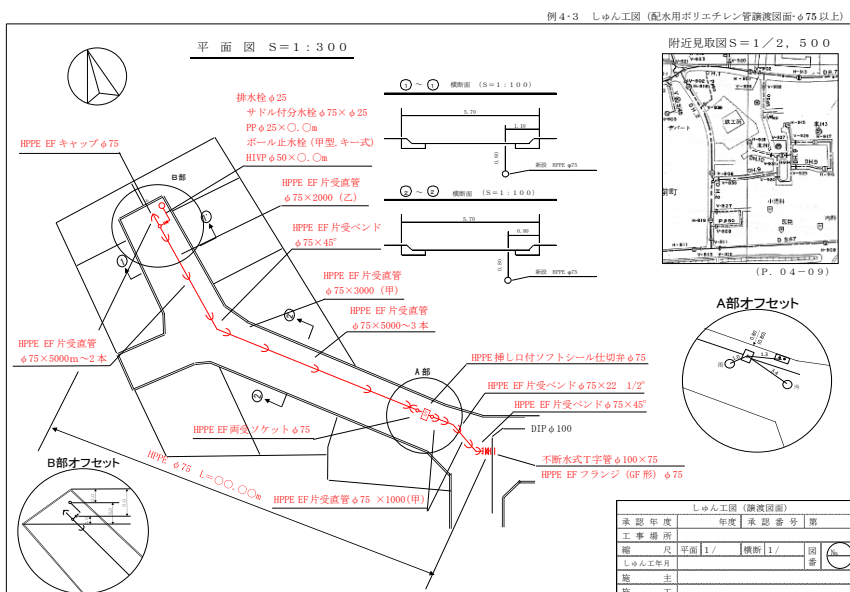
(255頁)



～次項省略～

(頁無し)

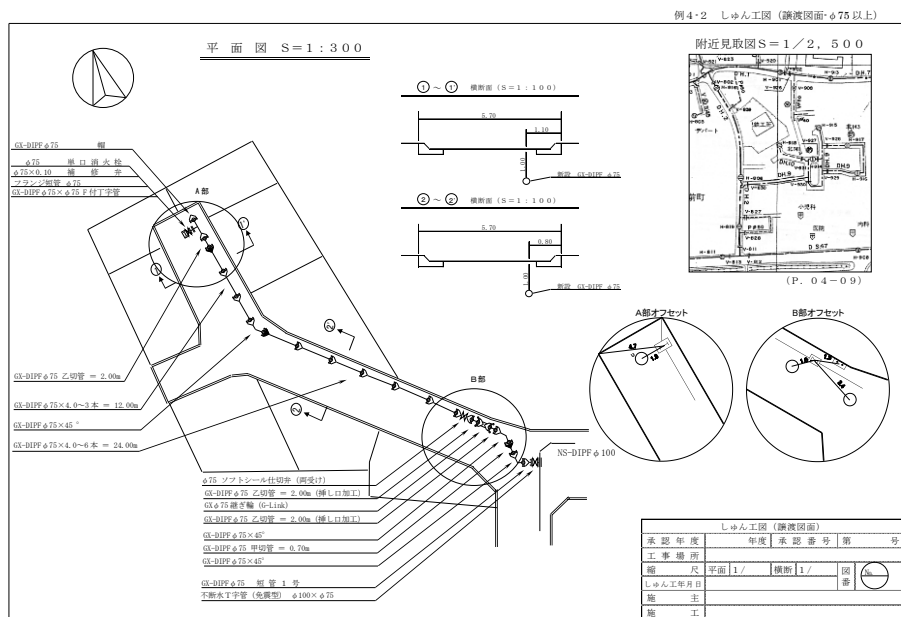
(256頁)



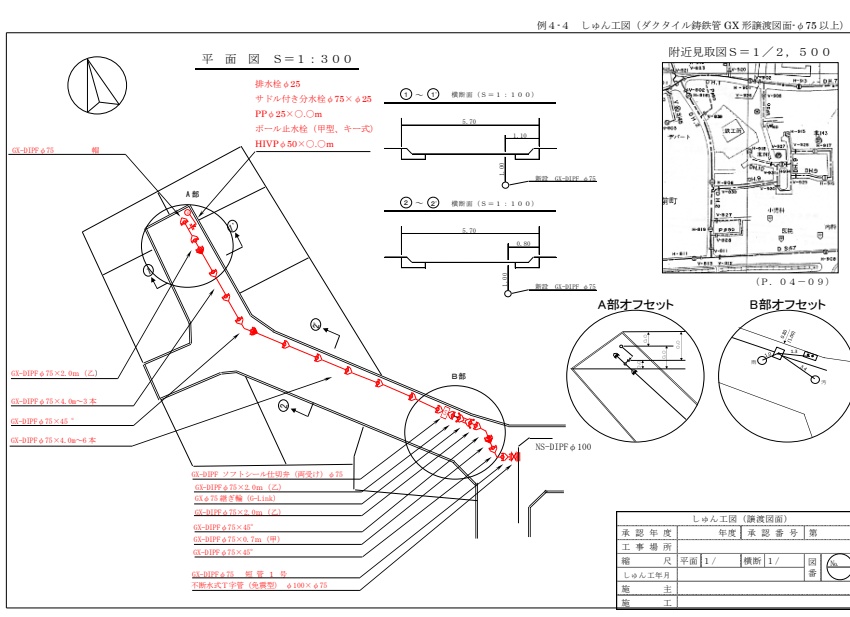
～次項省略～

(254頁)

(257頁)

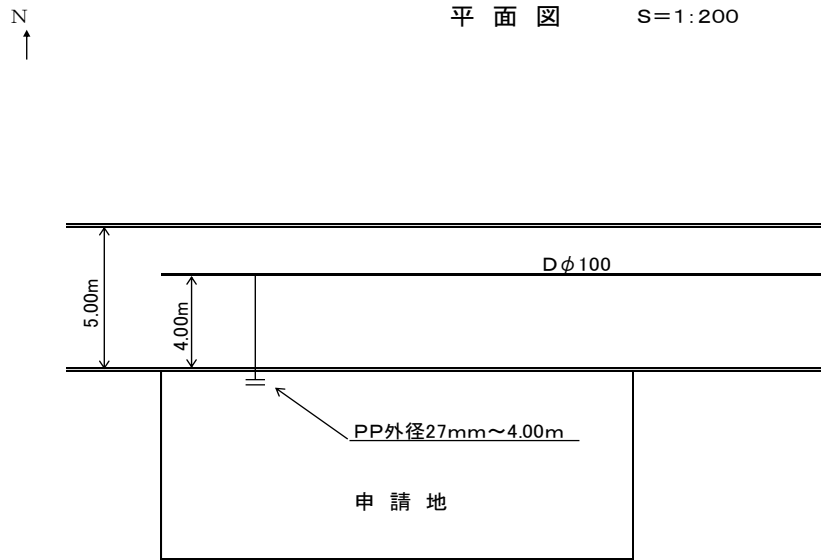


～次項省略～

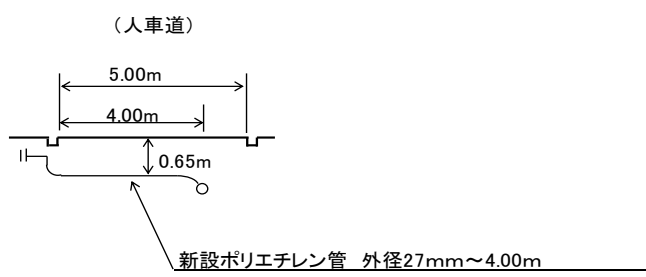


～次項省略～

平面図 S=1:200

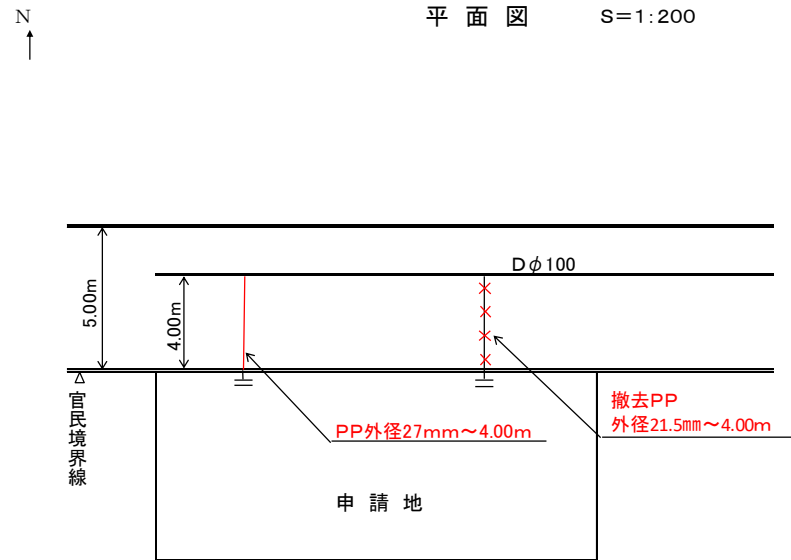


断面図 S=Free

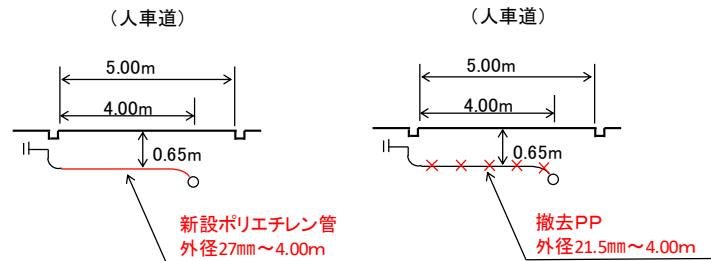


～次項省略～

平面図 S=1:200

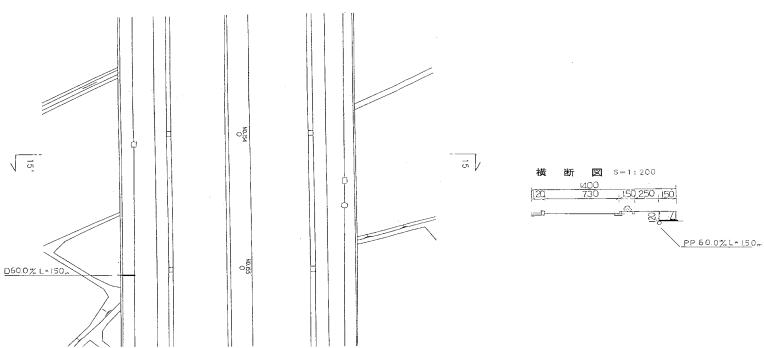


断面図 S=Free



～次項省略～

平面図 S=1:250



横断面図 S=1:200

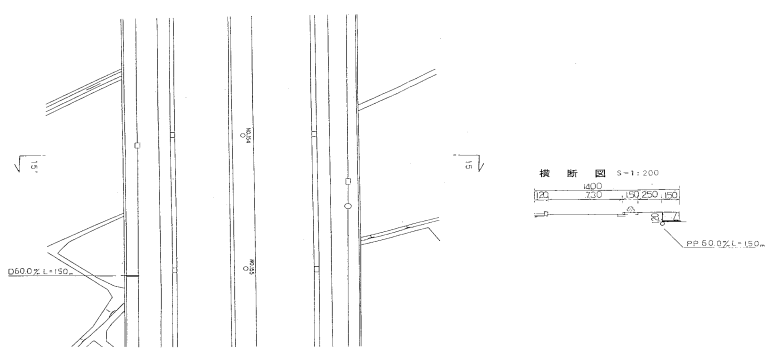


※国道26号線については、道路管理者と協議の上、作成すること

住所	府 市 区 町 丁目 番地
申請者	水道本部
施工業者	〇〇設備工業

～次項省略～

平面図 S=1:250



横断面図 S=1:200



※国道26号線については、道路管理者と協議の上、作成すること。

住所	府 市 区 町 丁目 番地
申請者	水道本部
施工業者	〇〇設備工業

～次項省略～